

同(高木義明君紹介)(第二八七七号)	同(金田誠一君紹介)(第二九二三号)	同(三井辨雄君紹介)(第二九六二二二)	同(長妻昭君紹介)(第三〇三七七号)
同(高山智司君紹介)(第二八七八号)	同(菅直人君紹介)(第二九二四号)	同(村井宗明君紹介)(第二九六三三三)	同(鳩山由紀夫君紹介)(第三〇三八八号)
同(滝実君紹介)(第二八七九号)	同(黄川田徹君紹介)(第二九二五号)	同(森本哲生君紹介)(第二九六四四四)	同(伴野豊君紹介)(第三〇三九九号)
同(津村啓介君紹介)(第二八八〇号)	同(菊田真紀子君紹介)(第二九二六号)	同(山口壯君紹介)(第二九六五五五)	同(平野博文君紹介)(第三〇四〇四〇)
同(寺田学君紹介)(第二八八一号)	同(北神圭朗君紹介)(第二九二七号)	同(山田正彦君紹介)(第二九六六六六)	同(藤村修君紹介)(第三〇四一〇一)
同(土肥隆一君紹介)(第二八八二号)	同(小宮山洋子君紹介)(第二九二八号)	同(横山北斗君紹介)(第二九六七七七)	同(古本伸一郎君紹介)(第三〇四二二二)
同(長妻昭君紹介)(第二八八三号)	同(郡和子君紹介)(第二九二九号)	同(鷺尾英一郎君紹介)(第二九六八八八)	同(細川律夫君紹介)(第三〇四三三三)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第二八八四号)	同(近藤昭一君紹介)(第二九三〇号)	同(市村浩一郎君紹介)(第三〇四四五五)	同(前田雄吉君紹介)(第三〇四四四四)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第二八八五号)	同(階猛君紹介)(第二九三二一三)	同(岩國哲人君紹介)(第三〇四六六六)	同(前原誠司君紹介)(第三〇四五五五)
同(平野博文君紹介)(第二八八六号)	同(神風英男君紹介)(第二九三三三三)	同(内山晃君紹介)(第三〇四七七七)	同(牧義夫君紹介)(第三〇四六六六)
同(藤村修君紹介)(第二八八七号)	同(鈴木克昌君紹介)(第二九三三三三)	同(小川淳也君紹介)(第三〇四八八八)	同(松本謙公君紹介)(第三〇四七七七)
同(古本伸一郎君紹介)(第二八八八号)	同(園田康博君紹介)(第二九三四四四)	同(小沢鋭仁君紹介)(第三〇四九九九)	同(松原仁君紹介)(第三〇四八八八)
同(細川律夫君紹介)(第二八八九号)	同(田島一成君紹介)(第二九三五五五)	同(大串博志君紹介)(第三〇五一〇一)	同(松本大輔君紹介)(第三〇四九九九)
同(前田雄吉君紹介)(第二八九〇号)	同(田嶋要君紹介)(第二九三六六六)	同(大島敦君紹介)(第三〇一一一一)	同(三日月大造君紹介)(第三〇五〇五〇)
同(牧義夫君紹介)(第二八九一〇一)	同(田名部匡代君紹介)(第二九三七七三)	同(大島章宏君紹介)(第三〇一二二二)	同(三日月大造君紹介)(第三〇五〇五〇)
同(松本謙公君紹介)(第二八九二二二)	同(田村謙治君紹介)(第二九三八八八)	同(逢坂誠二君紹介)(第三〇一三三三)	同(村井宗明君紹介)(第三〇五二二二)
同(松野頼久君紹介)(第二八九三三三)	同(高木義明君紹介)(第二九三九九九)	同(岡田克也君紹介)(第三〇一四四四)	同(森本哲生君紹介)(第三〇五三三三)
同(松原仁君紹介)(第二八九四四四)	同(高山智司君紹介)(第二九四〇〇〇)	同(岡本充功君紹介)(第三〇一五五五)	同(山田正彦君紹介)(第三〇五四四四)
同(松本大輔君紹介)(第二八九五五五)	同(滝実君紹介)(第二九四一〇一)	同(奥村展三君紹介)(第三〇一六六六)	同(山田正彦君紹介)(第三〇五四四四)
同(松本剛明君紹介)(第二八九六六六)	同(津村啓介君紹介)(第二九四二二二)	同(加藤公一君紹介)(第三〇一七七七)	同(山田正彦君紹介)(第三〇五四四四)
同(松本龍君紹介)(第二八九七七七)	同(土肥隆一君紹介)(第二九四三三三)	同(金田誠一君紹介)(第三〇一八八八)	同(横光克彦君紹介)(第三〇五五五五)
同(三日月大造君紹介)(第二八九八八八)	同(中井治君紹介)(第二九四四四四)	同(川内博史君紹介)(第三〇一九九九)	同(消費税率の引き上げ・大衆増税反対に関する請願(河村たかし君紹介)(第二八四三三三))
同(三谷光男君紹介)(第二八九九九九)	同(長妻昭君紹介)(第二九四五五五)	同(菅直人君紹介)(第三〇二〇二〇)	同(赤松広隆君紹介)(第二九六九九九)
同(村井宗明君紹介)(第二九〇〇〇〇)	同(長安豊君紹介)(第二九四六六六)	同(黄川田徹君紹介)(第三〇二二二二)	同(石川知裕君紹介)(第二九七〇七〇)
同(森本哲生君紹介)(第二九〇一一一)	同(羽田孜君紹介)(第二九四七七七)	同(北神圭朗君紹介)(第三〇二二二二)	同(金田誠一君紹介)(第二九七一一一)
同(山田正彦君紹介)(第二九〇二二二)	同(鉢呂吉雄君紹介)(第二九四八八八)	同(楠田大蔵君紹介)(第三〇二三三三)	同(近藤昭一君紹介)(第二九七二二二)
同(山田道義君紹介)(第二九〇三三三)	同(鳩山由紀夫君紹介)(第二九四九九九)	同(小宮山洋子君紹介)(第三〇二四四四)	同(松本謙公君紹介)(第二九七三三三)
同(横山北斗君紹介)(第二九〇四四四)	同(伴野豊君紹介)(第二九五〇〇〇)	同(郡和子君紹介)(第三〇二五五五)	同(松本謙公君紹介)(第二九七三三三)
同(赤松広隆君紹介)(第二九一一二二)	同(平野博文君紹介)(第二九五一一一)	同(佐々木隆博君紹介)(第三〇二六六六)	同(加藤公一君紹介)(第三〇三〇三三)
同(内山晃君紹介)(第二九一二三三)	同(藤村修君紹介)(第二九五二二二)	同(階猛君紹介)(第三〇二七七七)	同(高井美穂君紹介)(第三〇三〇四四)
同(小川淳也君紹介)(第二九一四四四)	同(古川元久君紹介)(第二九五三三三)	同(園田康博君紹介)(第三〇二八八八)	同(高井美穂君紹介)(第三〇三〇四四)
同(小沢鋭仁君紹介)(第二九一五五五)	同(古本伸一郎君紹介)(第二九五四四四)	同(田嶋要君紹介)(第三〇二九九九)	同(高井美穂君紹介)(第三〇三〇四四)
同(大串博志君紹介)(第二九一六六六)	同(細川律夫君紹介)(第二九五五五五)	同(田名部匡代君紹介)(第三〇三〇三〇)	同(高井美穂君紹介)(第三〇三〇三三)
同(大島敦君紹介)(第二九一七七七)	同(牧義夫君紹介)(第二九五六六六)	同(高木義明君紹介)(第三〇三一一一)	同(高山智司君紹介)(第三〇三二二二)
同(大島章宏君紹介)(第二九一八八八)	同(松本謙公君紹介)(第二九五七七七)	同(高山智司君紹介)(第三〇三三三三)	同(滝実君紹介)(第三〇三三三三)
同(太田和美君紹介)(第二九一九九九)	同(松原仁君紹介)(第二九五八八八)	同(津村啓介君紹介)(第三〇三三三三)	同(津村啓介君紹介)(第三〇三三三三)
同(逢坂誠二君紹介)(第二九二〇〇〇)	同(松本大輔君紹介)(第二九五九九九)	同(寺田学君紹介)(第三〇三三三三)	同(寺田学君紹介)(第三〇三三三三)
同(岡本充功君紹介)(第二九二一一一)	同(三日月大造君紹介)(第二九六〇〇〇)	同(土肥隆一君紹介)(第三〇三三三三)	同(土肥隆一君紹介)(第三〇三三三三)
同(奥村展三君紹介)(第二九二二二二)	同(三谷光男君紹介)(第二九六一一)		

連合審査会開会申入れに関する件

政府参考人出頭要求に関する件
金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五九号）

○原田委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務総局経済取引局長松山隆英君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長宮本和夫君、金融庁証券企画局長三國谷勝範君、監督局長西原政雄君、証券取引等監視委員会事務局長内藤純一君、財務省大臣官房審議官桑原茂裕君、主計局次長香川俊介君、農林水産省総合食料局次長平尾豊徳君、経済産業省大臣官房審議官橘高公久君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長　御異議なしと認めます。よつて、
 そのように決しました。

○原田委員長　質疑の申し出がございましたので順次これを許します。中根一幸君。

○中根委員 自由民主党の中根一幸でございます。

現在議題となっております金融商品取引法の一部を改正する法律案につきまして、本日で三日目の質疑となります。前回、先週の木曜日には、東証の斉藤社長を初め市場関係者をお呼びして参考人質疑が行われ、議論が深められたところでありますが、本日は、これまでの議論を踏まえ、我が国金融資本市場の競争力強化についてさらに議論させていただきたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

このように、世界規模で金融センターの間にお

ける競争が激しくなっております。どの国も、いわば国家戦略としてこの金融資本市場の強化という課題に強力に取り組んでいるわけでございます。こういう中で、我が国だけが手をこまねいているわけにはいかないのではないでしょうか。

一方、我が国には、他の金融センターにはない強みもございます。先日、同僚のとかしき議員さん初めほかの議員さんも指摘しておりましたが、例えば我が国には、家計部門、約一千五百兆円にも及ぶ金融資産を保有しております。このような

資産を保有している国は、世界でもほかにアメリカしかありません。現在、世界の金融資本市場で、そのプレゼンスの高さ、大変話題になっていると聞いております。いわゆるソブリン・ウェルス・ファンド、政府系ファンドともいうのでしようか、SWFを合計しても、IMFの推計では約二兆ドルから三兆ドル、すなわち二百兆円から三百兆円余りであると言われております。そのことと比べても、いかに我が国の家計の金融資産の規模が大きいかがわかるのではないのでしょうか。

また 我が国には、優秀な労働力や技術を持った世界に冠たる企業が多数あることは、私がここで言うまでもございません。

このような資金運用と資金調達のニーズを適切に結びつけることが市場の役割であり、その機能を遺憾なく発揮させることは、我が国経済の豊か

そこで、山本金融担当副大臣にまずお伺いした

いのですが、我が国金融資本市場の国際競争力の現状についてどのようにお考えでしょうか、また、国際競争力の強化のためには今後どのように取り組んでいくか、お聞かせ願います。

○山本副大臣　中根委員の質問にお答えさせていただきます。我が国の国際金融資本市場の競争力の現状はどうかというお話でございます。

元来日本の国際金融資本市場というのですか、金融資本市場、いろいろな金融事件も発生をいたしました。後追い行政とよく言われますけれども、いろいろなことが起こって、初めてまた法律を整備していく、こういったこともあります。前回の金商法の改正は、これは投資家保護ということに主眼を置いて法律を制定させていただきました。したがって、規制がどちらかというと強かった、強くなってきた、こういうイメージが今まであったのではないかというふうに思います。

先ほど委員が御指摘ございましたけれども、国際金融センターとしての競争力の比較、日本はたしか今、ロンドン、ニューヨーク等に次ぎまして九位であります。このロンドン、ニューヨーク、

香港、シンガポールだけでなく、最近は、中東の資本市場も非常に強化がされております。今のお話にありましたSWF等もそうでありますけれども、世界じゅうに投資をしてくる方の資本市場もそうでありますし、そしてまた、中東でも投資の

受け入れもどんどんしておるわけでありまして、それから、そういう意味で、出す方も入れる方も、**国**際競争力というのはいろいろな意味で世界じゅうがこれから相手になってくる、こんな市場かなというふうに思っています。

しかし、今お話にございましたけれども、具体的にちよつと見ますと、ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポールと比較いたしましたして、国際金融センターとしての東京市場の評価というのは、

いい方は、治安面、社会面などでの安定度の高さとか、今お話にありました多額の個人金融資産の存在、これは大変プラスのポイントであります。両方ともそうです。

それで、マイナス点でありますけれども、これ

は、フイアウオールの高さだとか、それから、今お話にありました専門人材の雇用が少ない、こういうようなことが負の要素でありますので、こういうしたことをこれから正していきながら国際競争力をつけていかなければいけないということでありますが、今回、国際競争力強化プランは一体それではこういった形で整備されておるのか。

今の個人金融資産、今お話にありましたように、アメリカと日本で世界の大半を占めておると言われるぐらい日本の個人金融資産は多いわけでありますけれども、具体的にどういった形で国際競争力強化プランを策定したかということでもありますけれども、主に四つ用意してあります。

プロ向けの市場だとか、それからETF、日本はETFの種類が大変少ないんですけども、ETFを多様化するなどの、多様な資金運用や調達のための機会を提供できるような場を整備する、これが一つ目であります。

次に二つ目ですが、プレーヤーがその能力を十二分に発揮できるように制度の枠組みをつくる。

例えばこれ、先ほどお話にありましたけれども、ファイアウォール規制、こうしたものを緩和していくというようなこと、そして、銀行だとか保険会社がグループ企業を使った形で新しい事業展開をしていく、こうしたことが必要ではないかとい

うことで、制度の枠組みも変えていきます。

三つ目が、ペタレギュレーションとよく言っておりますけれども、規制の質的改善、対話を含めた形でしっかりとやりやすい規制をつくっていく。

四つ目が、先ほどもお話にございましたけれども、専門人材の確保とか、市場をめぐる国際周辺環境を整備する、国際金融センターをつくっていく、そんなイメージがあるというふうに私ども

考えております。

金融庁といたしましては、このプランをスピーディーかつ着実に実施に移し、内外の利用者の多様なニーズにこたえられる市場、内外から資金、情報、人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い市場の構築を目指してまいりたいと考えております。

○中根委員 副大臣から詳細な御説明、ありがとうございます。

先ほど、副大臣もお話しいただきました。プラン面ということで、個人金融資産のお話、また、世界的に第二位の規模の実体経済の存在、そして治安や社会面についてのお話、また、マイナスイールドの問題や、その専門人材の不足というようなお話もされていようでございます。また、他の国際的な金融機関と比較して、金融商品、サービスの多様性に劣るという指摘も一部ございます。そういったことを、金融・資本市場競争力強化プランというものをつくり、スピーディーかつ着実に実施していくというようなお話をいただいたと思います。

私も、我が国の金融資本市場、国際競争力の強化のためには、本当に、もはや我々は一刻の猶予も許されない状況にきていると思っております。金融庁に引き続き強力な取り組みを進めていただきたいと強く思っている次第です。よろしく願います。

さて、ここからは法案の具体的な中身に入っていきたいと思います。

金融資本市場の競争力強化のためには、市場を活性化させる観点から規制緩和などの取り組みを引き続き進めていくことも必要ですが、何で自由によればよいというわけでもありません。やはり、投資家が安心して市場に参加し取引を行うことができる環境を整備していくことが大変重要でございまして、その意味で、いわば自由と規律、この適切なバランスを確保していくことが大変大事だと思っております。

このうち、規律の観点からは、市場の公正性と透明性をより一層高め、市場に対する投資家の信頼を確保していく必要がございます。その意味では、今回の法案に盛り込まれている課徴金制度の見直しは、大変重要な施策であると考えております。

そこで、この課徴金制度の見直しについてこれから幾つか質問したいと思っております。

まず第一に、今回の法案では、課徴金制度導入後の実施状況を踏まえて課徴金の金額水準の引き上げが行われておりますが、この水準で、違反行為を抑止するために十分であるとお考えでしょうか。利益水準を基準とした課徴金額では不十分との意見もあるとありますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

課徴金の金額水準につきましては、一つには、規制の実効性を一層確保する観点からは、利得に必ずしもとらわれる必要はないのではないかとこの意見がある一方、他方、課徴金が反社会性、反道徳性を問うものではない以上、利得から完全に離れるべきではないとの意見もあるところでございます。

今回の見直しにおきましては、引き続き利得相当額を金額の基準とすることはしておりますが、一点目は、違反行為に係る重要事実公表後のより長い期間における市場価格の変動を課徴金の額に織り込む。これは、例えばインサイダー取引でございます。二点目は、確定した利得のみならず、保有している株式等に係る利得も課徴金の額に織り込む。これは、風説の流布、偽計、相場操縦等でございます。それから、算定の基礎となるデータをより実態に近似したものに改める。これは、発行開示書類、継続開示書類の虚偽記載などでございます。こういったことを通じまして金額の引き上げを図っているところでございます。例えば、インサイダー取引に係ります見直し後の算定方法を過去のインサイダー取引事案に当てはめてみますと、課徴金額は二倍程度となっております。

るところでございます。

こうした見直しによりまして違反抑止の実効性を一層確保し、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中根委員 ありがとうございます。

実際に今回の課徴金の見直しによって、一つの例ということでインサイダーの場合、今までの算定方法と比較すると、機械的に当てはめるとでございますが、約二倍程度の課徴金額が、要するに倍になるといふことです。これがどのくらい効力があるか、またいろいろな意見もございまして、いろいろな国の制度を見ても、一概には言えません。日本的にこの中で一番よい、ベストな方法、よりベターな方法を、これからとにかく大事なことは、先ほどから言っております、市場の公正性や透明性の向上だと思っております。その観点から、何とぞ御努力の方をよろしく願います。

そしてまた、課徴金についてでございますけれども、制度的な枠組みを整備するだけでは十分ではなく、市場違反行為の抑止のためには、制度を運用する証券取引等監視委員会の執行が重要になるものと考えております。執行体制の強化に向けて監視委員会はどういう取り組みを行っていくか、お答えをお聞かせください。

○内藤政府参考人 お答えいたします。課徴金制度の執行についてのお尋ねでございますけれども、課徴金制度が導入されました平成十七年の四月に、私も監視委員会におきまして課徴金調査・有価証券報告書等検査室という室をまず設けまして、翌十八年の七月には、課徴金・開示検査課、現在の課でございますが、に改組したことに加えて、同課の定員についても着実に増員するなど、その体制の強化に努めているところでございます。

また、課徴金調査に係る事務の流れに関連して申し上げますと、担当する問題というのが二つございまして、不正取引の問題と開示書類の虚偽記載の問題がございまして、

まず、不正取引につきましては、市場分析審査課が幅広く証券市場の取引の状況を日常的な監視を行っておりますが、証券取引等に関するさまざまな資料、情報の収集、分析の結果、課徴金調査に相当すると思料される事案について課徴金・開示検査課がさらに調査を行う。開示書類の虚偽記載につきましては、課徴金・開示検査課内で、各方面から寄せられる情報に基づきまして、必要に応じてさらに本格調査を行う。こういうような体制をとっております。幅広く情報収集しながら、迅速、効率的な調査に努めているところでございます。

今後につきましても、私も、期待された機能を十分発揮するために、人材、定員、能力の面におきましても体制強化を図りながら、限られた資源の有効活用や実務上の工夫を行うことを通じて、課徴金制度の特性を生かした、迅速、効率的な調査の実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中根委員 ありがとうございます。

我が国金融資本市場の競争力を高めていくためには、グローバルな競争が行われるような最先端の分野を、金融イノベーションを促すような取り組みを進めていくことが大変重要でございまして、

ただ、それとあわせて、市場のいわばすそ野を広げていく、全体としての金融資本市場の機能を高めていく必要がございます。そのためには、中小企業金融の円滑化や地域の活性化といった課題についてもしっかりと目配りした上で、力強く取り組んでいく必要があると考えております。

このような観点から、今回の法案における手当てを含め、中小企業金融の円滑化に向けてどのような取り組みを行っていくか、お答えをお聞かせください。

○山本副大臣 中小企業の金融支援につきましては、金融庁としても、最も大切な役割の一つだといふふうに考えております。銀行ももちろんでありましても、地域金融機関、やはり地域密着型金融機関というのが、これが相手の顔の見える

融資になるわけでありまして、非常に大事だということふうに考えておりますので、地域密着型金融機関に役割をしっかりとこれからしていってほしい、こんなふうな考えておるところであります。

こういったことをやっているか具体的な話でありますけれども、金融検査マニュアルがあります。別冊中小企業編でありますけれども、こうしたものを今までは金融機関に対してだけ話をしておりましてけれども、やはりこれは、利用者側、使用者側、ユーザーの方もわからなければいけないということで、商工会議所等にも出向きまして、中小企業に対して、こういった検査マニュアル中小企業編がありますから、ぜひしっかりと把握して、金融機関に対応してください、こういったことも説明をしておりますし、そして、劣後ローンをエクイティーにする、そうした形で債務者区分を査定できる、そうしたことも金融庁として認めるようになってまいりました。

それから、あした私も行ってまいりますけれども、各地域へ出向きまして、財務局を中心といたしまして、その地域、九州へ行きますけれども、例えば九州なら九州の金融機関関係を集めまして、金融庁から、財務局から、中小企業に対する対策をこうしてほしいというようなことも依頼をさせていただきたい、そうした形にもさせていただいております。

今回の法案につきましてどうかといいますと、銀行グループ等の議決権保有制限、現在、グループで一五%でありますけれども、この保有制限を、例外措置をつくりまして撤廃するものもあります。例えば、今までベンチャービジネス会社だけでありましてけれども、これからは、事業再生を行う会社、これにも議決権保有制限を撤廃していきます。最高一〇〇%までオーケーになっていくわけがあります。

企業再生の局面におきまして、銀行グループ等が、負債だけに限らず、資本まで含めた総合的な企業ファイナンスに貢献していくことが期待されます。

る、こうした形を今回の法案改正で考えております。

○中根委員 時間がそろそろなんですが、渡辺金融担当大臣が来られましたので、最後に一つ、御質問させていただきたいと思っております。

以上、今回の法案、法改正の内容について伺いましたが、我が国金融資本市場の競争力強化を実現していくためには、制度の整備とあわせて、制度を実際に活用しビジネスを行っていく、プレーヤーもまた変わっていくことが重要であると考えております。

こうした観点から、金融庁が発表した昨年末の金融・資本市場競争力強化プランを見ても、金融専門人材の育成が課題として取り上げられております。金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業であることにかんがみれば、金融に關し専門的なスキルを持つ人材を育成していくことが戦略的には大変重要な課題であり、ぜひとも力を入れていく必要があると思っております。

昨今、我が国市場における外資系金融機関の活躍が大変注目されておりますが、その中で実際に働いている人の多くは、我々と同じ日本人であります。日本人は金融に不向きだなどと悲観的に思い込む必要はないのではないのでしょうか。この点について、先般、金融人材に関する研究会が設置され、先月末には、金融専門人材に関する基本的なコンセプトを公表したところとお聞きしております。

そこで、市場の発展を担う人材の育成に向けた大臣のお考えを最後に御聞かせ願います。

○渡辺国務大臣 今委員が御指摘のように、共通の知識、共通のコンプライアンス感覚を持った、金融に詳しい専門人材がいろいろなところに散らばっていることが大事だと思うんですね。監督当局のみならず、発行会社であったり、証券会社であったり、取引所であったり、自主規制機関であったり、そういうところの共通のセンスを持った人材がいま、言ってみれば、生態系の秩序が非常に良好に保たれるのではないのでしょうか。何で

もかんでもがんじがらめの規則で縛るというやり方よりは、ある程度のルールとプリンシプル、これに基づいてそれぞれの分野のプレーヤーがより自由に活動できるというシステムを我々は目指したいと考えております。

そのために、金融専門人材をどう育成していくかという勉強をしております。昨年十一月に設置をして、ことしの四月三十日に、基本コンセプト案をまとめて公表しております。この案では、例えば仮称であります、金融士といった資格を創設したかどうかという意見もございました。金融専門知識の習得を目標にしたり、あるいは、一定の能力水準のシグナルとして機能するではないかと、金融法務に関する知識それからファイナンスに関する知識など、具体的に、金融専門人材に求められる資質についての提言が多く含まれております。

今、各方面から幅広い御意見をいただいているところでございまして、本年の夏ごろをめどに、論点の取りまとめを行っていただくことになろうかと思っております。

○中根委員 ありがとうございます。以上で質問を終わりにしたいと思います。

○原田委員長 次に、関芳弘君。

○関委員 私は自由民主党の関芳弘でございます。

本日は、金融商品取引法の一部を改正する法律案ということで質問をさせていただくわけでございますけれども、私も、金融機関の方で十七年ほど勤めてまいりまして、何とかこの日本におきまして金融部門、金融資本市場が競争力をどんどんとつけていくようにというのを頑張っていきたいというふうな思っているわけでございます。

その中で、いろいろな税制の改正とかも去年やってきましたけれども、やはり非常に思いますのが、このように資源のない日本においては、ほとんどどこどこお金というのを日本に集めてきまして、それを本当に有効に使っていくというふうな方法をとらないといけない。まずはお金をしつ

かりと日本に集めてこないといけない、これがまず第一だと思っております。その中でいろいろ知恵を出して合理化を図り、本当に質のいいお金として有効な投資をしていくというふうな使い道を探していくという、その前提としてお金はしっかりと集めてくるんだ、こういう点がまず大事だと思いますので、その中におきまして、税制優遇はもっとも金融部門の方にやっていったらいいと思っておりますし、知恵も集結するような方法を制度、システムとしてもとっていったらいいんだらうなと思うところでございます。

今回、この金融商品取引法の一部を改正する中にありまして、プロ向けの市場の創設をやっているというところが項目の一つで挙げられております。今、ロンドンなどではプロ向けの市場というのが非常によくでき上がっていて、資金がしっかりと集まっていっているという現状があるわけでございまして、今回、我が国の金融資本市場の競争力強化という課題の中のプロ向け市場の創設、いかにして海外の市場に対して優位性が保っているのか、優位性を発揮していけるのか、そういうふうな優位性につきましてお聞きしたいと思います。

○山本副大臣 関委員から、プロ向け市場の御質問がございました。

先ほどもちよつと申し上げましたけれども、今まで、前回までの金商法につきましては投資家保護の立場でありましたけれども、これからは逆に攻めの姿勢に入っていくかねばいけないということで、国際競争力を向上するための今回の改正だというふうな考えております。

したがって、そういった意味で、アマチュアとプロとの場合分けたわけでありまして、その中で、プロ向け市場というもの、日本はプロ向け市場というものがありませんでした。今委員御指摘のように、ロンドンでいいますと、今、プロ向け市場は千六百三十四社加盟しておるところであります。アメリカにおきましても最近大分活発化してきまして、ゴールドマン・サックスとか

したがいまして、今般、ファイアウオールの見直しということで規制緩和を行ったわけでござい
ますが、兼職の問題あるいは情報の共有の問題、
そういった観点で規制の緩和が行われたわけです
が、その一方で、この利益相反の管理のための体

○関委員 今回のファイアウォール規制の見直しのそもそもの目的が、多様で質の高い金融サービスの提供ということで、利用者に対しての利便性を考えた上でのございますので、チェック体制のところをきっちりやることによって、利用者の方に、そのそもそもの目的の質の高い金融サービスの提供ということをしつかりと実現していったきたいと思うところでございます。

そのようないわゆる新しい法律がスタートしたときには、大きな改正でございましたので、それがしっくり落ちついていくまでには時間にもかかるのも当然でございますけれども、そういう点につきましては、いざ、実際に金融商品を取り扱っている実務担当者に対して、当局の方から、例えば、こういう点についてはもっと緩和できる項目で事務手順を余りきつくしないでいいんだとか、そういうふうな指導が実際になされたのかどうなのか、そういう点についてお聞きしたいと思います。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

貯蓄から投資への流れを進めるに当たりまして、金融商品が持つリスクなどにつきまして投資者が十分な説明を受ける機会を確保し、そのことを通じて、国民が安心して金融商品への投資を行うことができるような環境を整備することは重要であると考えております。

このため、金融機関等におきましても、金融商品取引法の趣旨を踏まえた実務の運用が求められ、金融商品の販売、勧誘につきましては、相応の説明の体制を構築することが必要になると考えているところでございます。

一方で、一部の金融機関におきましては、法令の適用等について極めて保守的な対応もとられ、時として、過剰とも言えるような事務的な対応が行われていたのではないかと指摘もございします。また、一部には、当局の検査監督のあり方にもそういった原因があるのではないかと指摘もあつたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、金融庁としては、本年二月に質疑応答集を公表いたしましたとして、一つは、金融商品の販売、勧誘に係る法令の考え方を明確化するとともに、その内容を検査監督等に当たる当局の担当者にも周知徹底を行うことによりまして、適切な対応が確保されるよう努めているところでございます。

金融庁といたしましては、今後とも、各種の機会を通じて法の趣旨を十分説明していきますとともに、実務の動向等を注視しながら、必要があれば、さらなる明確化等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○関委員 私は、法律のそもその内容のあり方というのは、規制を非常にきつくとするときは、何か事件が起つて、それが本当に全体のごく少ないパーセンテージだけしか占めていないような悪い点が発生したときに、それがあくまでも全体に広がるのを余りにも恐れ過ぎて非常に厳しくし過ぎると、本当は、今まで善意の人たちが効率よく運用できていたようなところに悪影響を与えて

しまうようなことが法律ではあつてはならないと思ひますので、その点については、運用面等の指導をしつかりしていただいて、効率のいい金融商品の取引ができるような体制を今後ぜひともつくっていくべきだと考える次第でございします。

では、最後の質問をさせていただきます。これは非常に大きな内容の質問でございまして、私も自分自身でどう考えていったらいいのかなどというのを常日ごろいろいろ考えて、なかなか結論が出ないような項目なんです。要は、実物経済と金融との関係ということについて、非常に大きなことで質問させていただきたいんです。

今、世界的に大問題化しているいわゆるサブプライムの問題が発生して、世界的に、余っているお金の行き場がなくなつて、必ず用途のあるという石油、原油の方に金が行つて、原油がぐんと上がつていって、また、原材料の方がぐんと上がつていっているというふうなことが起こつていまして、結局は、金余り状況のそのお金の行き場がなくなつたものが、金融が実物経済の価格というところに悪影響を非常に与えていつてしまつてい

というところを、私は、経済全体の仕組みからいって非常に疑問というか、危惧をしているところがございます。

例えば、どんなに金余りがされていたとしても、原油なんかの大事なところについては、どんな価格が上がつていくような投資先として選んではいけないんだとかいうふうな規制ができないのか、そういうふうな規制をやる、やはり、自由資本主義経済に対してはこれはもう本当にや

つていけないことなのか、そういうふうな点についてどのように解答を出していったらいいのか、非常に私は今自分自身で悩んでいるところがございます。

このように、実物経済、金融経済、この関係のあり方においてどういうふうな考えていくべきなのか、できれば、大臣の方から御高説を賜りたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 よく犬の体に例えて、実物経済

が犬の頭だとすれば、金融経済が犬のしっぽだとかつては言われていたわけです。しかし、最近では、しっぽが頭を振り回しているではないかという例え話を聞くところがあります。ベルリンの壁が崩壊をし、九〇年代半ばに世界経済が一体化をしております。私のところの金融市場戦略チームでもこの問題を議論いたしました。

エコノミストの水野和夫氏の見解によりますと、九〇年代から今日にかけて、世界の金融資産が約四倍の大きさに膨れ上がった。まさに、この膨れ上がった金融資産を背景に、資源、食料の争奪合戦の様相を呈しているという指摘でありました。ちょうどこの現象は、十六世紀、今から五百年ほど前に新大陸が発見をされ、新大陸から金、銀がヨーロッパに流入をし、貨幣が増殖をした。地中海ヨーロッパと東ヨーロッパが一体化をし、小麦の価格が六倍ほどに値上がりをしたと言われ

ております。まさにそういった歴史のアナロジーでいきますと、もしかしらば、近代から次の時代への大転換が起こつていっているのではないかとこの大胆な仮説を水野氏は述べているわけでありまして。事の真相はよくわかりませんが、まさに今我々が経験をしているのは、もしかしらば、そういった歴史の非連続的な変わり目なのかもしれ

ません。

そういう中で、では一体こういう問題にどう対処していくかということを考えてみますと、直近のお金の流れ方を見ますと、例えば昨年、サブプライムショックというものが三カ月に一回ぐらいの頻度で起こつたわけでございます。そういったしますと、株式市場がぐんと値下がりをする。株式市場から例えば商品市場あるいは原油マーケットにお金の流れる。また、為替の世界においては、ドルの実質実効レートが史上最安値圏にある。産油国などはまさにドルで石油代金を受け取るわけでありまして、ドルが値下がりをするに

ますと、財産そのものが減つていってしまう。そこで、まさにお金の運用として、そういった商品、エネルギー市場にお金の流れていく。こういう循環

環があることを指摘する人もいるわけでございます。

したがって、そういう状況の中で、では、マーケットを規制することによってこうした問題は根本的に解決していくのかということ、なかなか難しいものがあるかと思ひます。

私も、ダボス会議等々で、まずはこのサブプライム問題、これの根本解決をやつていく必要性を訴えてきたところでございします。日本が十数年前にこの問題に直面をし、大変な苦勞をし、バランスシート調整というものをやつてきたわけでありまして。最終的に、公的資金の投入という苦渋の決断をして不良債権問題の解決を行ったわけでございます。そういう日本の歴史の教訓というものを披露してきたわけでございます。

いずれにいたしましても、この問題は、洞爺湖サミットでも食料価格の高騰問題として取り上げられる予定と聞いております。世界的な枠組みづくりが必要であらうかと存じます。

○関委員 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○原田委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 おはようございます。公明党の石井啓一でございます。

まず、法案の審査に入る前に、昨日起きました三菱東京UFJ銀行のシステム統合に伴う障害について伺いたいと思ひますが、セブン銀行のATMで引き出しができなくなる障害が約二万件起きた、また、六つの提携金融機関に口座を持つ顧客が旧東京三菱のATMから入金できないという障害が二百六十二件起きたというふうに報じられて

います。

振り返つてみますと、二〇〇二年四月にみずほフィナンシャルグループがシステム統合したときに、大規模な障害を起しまして社会的な指弾を受けたわけでございます。そのときの反省を踏まえて今回のシステム統合も十分な準備をしてきたようでありまして、結果として、提携金融機関との接続テストが不十分だったようでありま

して、このみずほの教訓が必ずしも生かされていないということについては大変残念だというふう

に思っております。

この際、徹底した原因究明を行うとともに、システム統合の山場は七月以降の旧UFJ店の切りかえにあるというふう聞いておりますので、再発防止に万全を期すべきだというふうに考えております。大臣の御見解を伺いたいと思います。

〔委員長退席、田中（和）委員長代理着席〕

○渡辺国務大臣 メガバンクがシステム統合によつてメガバンクされては困りますので、十二分な点検をしていただいたはすでございます。それでも昨日のようなふくあいが出たというのは、担当大臣として大変残念であります。

昨日、セブン銀行のATMにおいて、旧東京三菱店舗発行のカードが使用不能となる障害が発生をしたわけでございます。また、提携金融機関の口座保有者が旧東京三菱ATMから当該口座に入金できる新たなサービスを十二日より開始の予定でございましたが、入金を受けられない障害も発生をいたしました。既にこれらは復旧はしておりますが、細かなプログラムミスがあったわけでございまして、なぜこうしたプログラムミスが生じたのか、これは究明をしていく必要があるかと思ひます。

同行のシステム本格統合、デー2と呼んでおりますが、二十年末の完了を目指して引き続き作業が続いております。同行においては、今後の取り組みに万全を期することが重要であります。システム障害が発生した場合には、銀行法二十四条に基づき、事実関係及び障害の原因、事後改善策等について報告の提出を求めているところであります。

金融庁としても、今回の障害の直接の原因となったプログラムミスについては説明を受けているところですが、今後、準備プロセスにまでさかのぼった深みのある原因究明を求め、再発防止策の徹底を求めてまいりたいと考えます。

○石井啓委員 金融庁としても、検証とまた検査を今後しっかりとやっていただきたいと思ひます。

では、法案に関しまして質問いたします。

金融庁の資料によりますと、GDPに占める金融セクターの割合というものが各国示されておまして、我が国の七割に対してドイツが五・六割、フランスが五・二割、ドイツ、フランスより意外に頑張っているんだなという感じがしますが、英国、米国では八・三割というところでございます。

また、英国の経済成長に対する金融業の貢献というところでいいますと、英国の一九九〇年以降の実質GDP成長のうち約半分が金融業の成長、ビッグバン以降の二十年の英国労働力人口の増加のうち約六割が金融業ということ、イギリスはビッグバン以降、金融業で国を引っ張ってきたということがございしますが、我が国においては金融業をどの程度の成長産業にしようという目標なりあるいは戦略なりをお持ちになっているのか、その点についての見解を伺いたいと思ひます。

その際、日本人の国民性、例えば競争よりも和をたつと、また出るくいは打たれるとか、金もうけは必ずしもたつとばれない、こういった国民性からして、欧米と伍して金融業を成長産業にさせるのはなかなか難しいのではないかと、いふうな意見も散見をされますけれども、御見解を伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 御指摘のように、我が国の金融サービス業がGDPに占める割合は横ばいでございします。大体七割ほどであります。

よく言われますように、イギリスにおいては金融業が経済成長に対して大変な貢献をしてきたという指摘がございします。寄与度においても金融業が成長の伸び率の半分を占めているという報告でございします。また、イギリスの労働力人口の増加のうち約六割が金融業によるものという報告がございします。

日本においても、経済財政諮問会議に出されていいます成長シナリオの試算を仮に達成しようと思えば、何がしかの牽引役が必要になってまいります。

す。そういったことを考えますと、やはり金融業に課せられた役割というのは非常に大きなものがあるかと思ひます。少子高齢化も進展をする中で、持続的な成長を実現していくための高い付加価値を生み出す産業として、金融サービス業が期待をされるところでございします。

成長のポテンシャルを持った内外企業に金融産業は適切に資金供給を行うことができます。他の産業部門の成長を促進するのに金融サービス業は不可欠の存在であります。他産業の多様な資金調達、運用ニーズがさらに金融イノベーションを促す、そういう相乗効果も期待をされます。まさに、こうした好循環のプロセスを通じて、雇用の創出にもつながり、金融サービス業自体の成長が国全体の成長に大変な貢献をしていくことが想定できるわけでございします。

御指摘のように、日本人が和をとるといふ民族であるという御指摘もあらうかと思ひますが、日本人は、それではリスクをとらない民族なんだろうかと、いうことを考えてみますと、決してそうではないと思ふんですね。例えば、江戸時代においては、大阪堂島の米マーケットにおいて先物取引が行われていました。まさに、これは世界に先駆けの先物市場だったわけでございします。

また、戦前においては、産業資金の大半が株式によつて調達をされていたという歴史的な事実がございします。例えば、一九三一年、直接金融の割合は、株式、事業債を両方合わせますと、何と八六・四割に達していたというところでございします。一九四一年においては、この割合は、株式が四三・八割、事業債が一五・二割と、貸し出しの四一割をはるかに上回っていたというところでございします。それが、戦時体制を通じて、戦後しばらくの間、戦時体制を通じて、戦後しばらくの間、金融の割合が九割近くにもなつてしまつていて、こういうことを考えますと、決して、我々の祖先が直接金融に不向きであるとかリスクをとらない民族であるといふのは俗説にすぎないと私は考えるものでございします。

○石井啓委員 私も、ぜひ日本人のDNAに期待をいたしたいと思ひます。

それから、次の質問ですけれども、我が国の株式市場におけます外国人の投資でありますけれども、株式の保有比率では金額ベースで三〇〇近くまで上昇しております。売買比率では六〇〇に達しております。外国人が我が国に投資することは歓迎すべきことでありますけれども、外国人の売買比率が高まるほど、例えばサブプライムローン問題のような海外での金融ショックに我が国市場が影響されやすくなります。

我が国の金融機関は、サブプライムローン関係の不良債権というのは少ないはずなんですけれども、ただ、先進国の株式市場を見ると、我が国の市場の下落率が一番大きくなつていいます。これは、外国人の売買比率が高い、あるいは我が国の産業構造がやはり輸出主導だ、こういった点があるかと思ひますけれども、私は、外国人の売買比率が高いことを問題にするということではなくて、国内の投資家の投資が少くないということがむしろ問題ではないかというふうに思つております。

今回の金融商品取引法あるいは金融・資本市場強化プランで、国内投資家の投資の活性化というのを促そう、特に個人の投資の活性化を促そうというふうになつていっていると思ひますけれども、今回の法改正以降の方策についてどういうことをお考えになつていらっしゃるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 御指摘のように、我が国の株式市場では、売買に占める外国人投資家の割合が六割から七割の水準であります。また、保有に占める外国人投資家の比率も三割近くのところまで来ております。

日本の市場の下落率がとりわけ大きいと言われているんですが、ドルベースで比較をいたしますと、ニューヨーク証券取引所の下落率とは同じ傾向が出ております。昨年八月にいわゆるサブプライムショックが走つた以降を比べてみますと、そういうドルベースの比較をいたしますと、まさにほ

我が国の金融機関は、サブプライムローン関係の不良債権というのは少ないはずなんですけれども、ただ、先進国の株式市場を見ると、我が国の市場の下落率が一番大きくなつていいます。これは、外国人の売買比率が高い、あるいは我が国の産業構造がやはり輸出主導だ、こういった点があるかと思ひますけれども、私は、外国人の売買比率が高いことを問題にするということではなくて、国内の投資家の投資が少くないということがむしろ問題ではないかというふうに思つております。

今回の金融商品取引法あるいは金融・資本市場強化プランで、国内投資家の投資の活性化というのを促そう、特に個人の投資の活性化を促そうというふうになつていっていると思ひますけれども、今回の法改正以降の方策についてどういうことをお考えになつていらっしゃるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 御指摘のように、我が国の株式市場では、売買に占める外国人投資家の割合が六割から七割の水準であります。また、保有に占める外国人投資家の比率も三割近くのところまで来ております。

日本の市場の下落率がとりわけ大きいと言われているんですが、ドルベースで比較をいたしますと、ニューヨーク証券取引所の下落率とは同じ傾向が出ております。昨年八月にいわゆるサブプライムショックが走つた以降を比べてみますと、そういうドルベースの比較をいたしますと、まさにほ

は同じ状況であるということが言えるわけでございます。

御指摘のように、日本人が日本の株を買わないところは大変大きな原因があることは、私もそのとおりであろうかと思えます。我が国株式市場において、個人の投資家、機関投資家、多様なニーズを持つ投資主体が幅広く市場に参加をしていただくことが重要でございます。国内の投資家、特に個人の投資家の活性化のためには、今回の金融商品取引法の改正に加えて、昨年末の金融・資本市場競争力強化プランにも掲げていますように、貯蓄から投資への流れを促進するための税制の整備、そして金融経済教育の一層の充実による金融経済基礎知識、活用能力の向上などが重要であるかと考えております。

金融庁としては、プランに盛り込まれましたいろいろな施策を着実に実施に移して、厚みのあるマーケットの構築に努めてまいりたいと考えています。

○石井(啓)委員 それでは、最後の質問になるかもしれませんが、今回の改正でプロ向け市場の枠組みを整備しようとしておりますけれども、プロ投資家の対象として、法人すべてというふうにされております。

ただ、こゝでちょっと私は懸念がございます。法人といえども、今は一円資本金が認められるようになりまして、法人設立が非常に簡素化されている状況では、実質一人オーナー法人というものもあるわけですね。さらに零細中小企業の経営者も、法人ということになるとプロ市場に参加ができることになるんですけども、これは、個人をプロ投資家と認める場合の要件、すなわち純資産または金融資産が三億円以上で、かつ経験が一年以上、こういう個人の要件の穴抜けになってしまっているのではないかと懸念もございますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

まず、特定投資家への移行ということにつきましては、これはさまざまなチェック事項が設けら

れているわけでございます。

まず、個人の場合でございますと、純資産額及び金融資産が三億円以上と見込まれるなどの要件を満たす必要がございます。また、こういった者が特定投資家となるのは、特定投資家となることを申し出た場合ということでございます。また、一般投資家から特定投資家への移行に際しましては、金融商品取引業者は、特定投資家に対する特例の内容や当該移行に伴うリスクを記載した書面を事前に交付し、同意を得なければならないこととされているところでございます。

また、特定投資家への移行に際し、投資勧誘を行う金融商品取引業者には、その段階での適合性の原則が適用されることとなっております。この場合、金融商品取引業者が、投資者の知識、経験、財産の状況に照らしまして、特定投資家への移行についての適合性を適切に判断することが求められているところでございます。

その上で、今般の改正法案は、これはプロ市場でございますけれども、特定投資家からプロ向け市場への取引の申し込みを初めて受けた場合には、金融商品取引業者は契約締結前に、プロ向け銘柄に關します情報提供の内容、それから、その知識、経験、財産の状況に照らして適当ではない者がプロ向け銘柄の取引を行う場合にはその者の保護に欠けることとなるおそれがある旨といったことを、告知または書面交付しなければならぬこととされているところでございます。

また、プロ向け銘柄の取得の勧誘等を行う者は、その相手方に対しまして、有価証券届け出書が提出されていないことなどを告知しなければならぬこととする。こういったぐあいに、投資者の自己責任に立脚するためのさまざまな手続を設けているところでございます。

金融庁といたしましては、これらの枠組みが適切に運用されることによりまして、プロ向け市場につきまして投資者保護が十分に確保されていくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○石井(啓)委員 個人の場合は、御本人からプロ投資家に移行したいという申し出があったとしても、その時点では例えば純資産とか金融資産が三億円以上ないとはねられるわけですね、そういう要件がないと。ところが、法人の場合は、実質個人事業主と同じような法人であっても、この申し出について受けるかどうかというのは、そういう明確な基準はなく、ある意味で金融業者の判断にゆだねられている。そのところがちょっとどうなのかな、こゝは少し検討課題ではないかなというふうには私は思うんですけども、最後、もう一度御答弁いただきたいと思えます。

○三國谷政府参考人 ただいまお答えいたしました。したが、その場合におきまして、これが一つには申し出に係るものであるということ、その場合に、金融商品取引業者がそういった内容について説明する、そういった要件が設けられていること、そしてまた、移行に際しまして、その移行が適合しているかどうか、すなわち、この移行が投資者の知識、経験、財産の状況に照らしましてそういった適合性がなされているかどうかといったことを適切に判断することが求められているわけでございます。

こういった仕組みによりまして、この移行に当たりまして適正化が図られるよう努めているというところでございます。

○石井(啓)委員 この辺は少し運用の実態をよく見させていただきまして、これからまた検証させていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○田中(和)委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。私は、きょうは法案の内容についてお聞きをしたいと思えます。

まず、プロ向け市場についてであります。

法案では、プロの投資者、すなわち特定投資家に限定した市場をつくる、そしてそれを運営する、こういうことですが、渡辺大臣、そのプロの投資家というのはどういうものですか。

○渡辺国務大臣 金融商品取引法では、お客様が特定投資家、つまりプロであるか一般投資家であるかという区分に応じて規制の適用を柔軟化する。特定投資家制度を設けております。具体的には、投資者のうち、その知識、経験、財産等の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能と考えられる者を特定投資家と位置づけております。金融商品取引業者が特定投資家との間で取引を行うについては、適用する行為規制の簡素化を図っているところであります。

特定投資家の範囲としては、金融機関等のいわゆる適格機関投資家のほか、国、日本銀行、地方公共団体や上場企業等を規定しております。また、その他の法人及び知識、経験、財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として一定の要件を満たす個人については、原則として特定投資家には当たりませんが、本人の申し出及びリスクについての適切な情報提供等の慎重な手続を経た上で特定投資家として取り扱うことが可能となっております。

○佐々木(憲)委員 プロ向け市場の参加者となる特定投資家というのは、一定の要件を満たした個人や法人だけではなく、地方自治体が含まれる。この地方自治体というのは、なぜプロなんですか。知識、経験、財産の状況から適切な資産管理ができる、そういう金融のプロであると。なぜ自治体プロなんですか。

○渡辺国務大臣 地方自治体は、一般的に投資に対して十分な知識、経験、財産を有するものと考えられることから、特定投資家として位置づけられています。

個々の地方自治体の選択により一般投資家に移行することが可能でございます。つまり、特定投資家として位置づけられていますが、それぞれの自治体の判断、選択によって一般投資家に移行することもできるということでもあります。これに關して、地方自治体との間で金融商品取引契約を締結しようとする業者は、その地方自治体に対して、一般投資家への移行が可能ですよということ

を告知しなければならぬとされております。
○佐々木(憲)委員 一般投資家にもなることはできるとしても、特定投資家の要件は備えている、今大臣は投資に対して十分な知識があると。

しかし、これはよく考えてみますと、自治体の職員が本場にそんな金融のプロなのか。ほとんど開示情報のない海外の企業あるいは新興企業の業績、将来のリスク、そういうものを判断する能力があると見ています。

○渡辺国務大臣 一般的に、地方自治体の余資運用というのは、かなり厳格に規制をされているのが実情であろうかと思えます。したがって、そうした運用の規制の中にあつて、今回、金商法の体系の中で特定投資家として位置づけられているわけですが、先ほど申し上げましたように、一般投資家に移行することも可能でありますし、また、金商業者は一般投資家への移行が可能であることを告知しなければならぬという規定を設けているところであります。

○佐々木(憲)委員 これは答弁になっていないです。一般投資家なら一般投資家でいいんじゃないですか、そうなることができないとか言わなくても、最初からプロじゃないんですから。

この金商法で自治体が入ったのは、前回の改正であります。プロになれば、先ほどの説明がありましたように、説明義務などは、そういう規制は受けないわけです。もうプロですから、そういう基礎的な説明などはしなくてもよろしいと。果たしてそういうことで市場にいざなうということが適切なかどうか。

そこで、具体的に確認したいんですけれども、前回の法改正後、具体的にプロとして金融商品を買った事例があるか、その自治体の数と金額を示していただきたい。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。自治体で購入しているものというのですが、先ほど大臣からも答弁がございましたように、国債や地方債や政府保証債、こういった安全性の高い金融商品が中心であるというふうに承知してお

りまして、いわゆるプロとして、特定投資家としてのような金融商品をどの程度購入したかという実績につきましては、把握をしておらないのが実情でございます。

○佐々木(憲)委員 法律はつくったけれども、実際にそれがどう使われているか把握していない、私はこれはかなりいいかげんじゃないかと思ひます。法改正によって実態がどうなったか、それを十分に把握して、それで次の改正に進むというのが本来のあり方だと思ひます。

自治体にはプロはおられません。情報も把握はできない状況にあります。新銀行東京というのを見ても、自治体が多量な管理もできていない、これは明らかであります。しかも、資金の原資というのは公金ですからね。それなのに、今度はプロ向け市場にどうぞお入りくださいと。これは余りにも無責任だと私は思ひます。こういう特定投資家に入ることが私は最初から間違っていると思ひますが、大臣、これは一般投資家で十分なんじゃないんですか。

○渡辺国務大臣 金融商品取引法では、顧客がプロであるか一般投資家であるかという区分に応じた規制の適用を柔軟化する制度にしております。投資家のうち、知識、経験、財産等の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能と考えられる者を特定投資家、つまりプロと位置づけて、適用する行為規制の簡素化を図っているところでございます。自治体のみならず、国、日本銀行などもこの特定投資家の範囲に含まれているところであります。

○佐々木(憲)委員 説明になっていないです。適切なリスク管理ができる者というけれども、それができないのが実態なのであつて、プロ向け市場の中でプロ同士が売買している金融商品は、かたしてリスクが高いかということ、例えばロンドン証券取引所のA I Mの事例でも明らかでありまして、日経新聞の昨年七月二十六日付ですが、こういうふうで紹介されております。A I Mでは資源高相場を反映し株式時価総額の

五割が鉱山と石油・ガス関連で占めている。企業買収や投資などの事業計画だけで上場できる。経営実態を持たずに資金を集める器を示すキャッシュ・シュール、この仕組みがトラブルを多発させている。典型は二〇〇五年に油田開発会社のリーガル石油がギリシャの石油発掘に失敗したケースだという紹介がありまして、これについてアメリカの証券取引委員会、SECのカンボス委員が、A I Mを、まるでカジノじゃないかということと三月に批判をした、こういうことが報道されているわけですね。

したがって、一般投資家に対してこういう金融商品というのは原則販売禁止なわけです。そのプロ向け市場に自治体を含め入れる、どうもこれは理解できません。

問題なのは、プロ向けの商品は一般投資家には販売できないんですけれども、そのプロ向け商品を組み合わせる投資信託あるいはファンドなどを組成した場合、説明義務違反などがなければ一般投資家への販売が可能である、こうなっているわけです。例えば、プロ向け市場の中でAという金融商品がある、Bという金融商品がある。それは、それぞれ一般投資家には販売できないわけです。しかし、このAとBを組み合わせた金融商品をつくりますと、一般投資家に販売できるわけです。これは私はおかしいと思ひます。ハイリスク・ハイリターンに変わりはしないのに、なぜこれは一般投資家に販売できるんでしょうか。

○渡辺国務大臣 プロ向け市場における直接の取引参加者はプロ投資家に限定されております。一般投資家は、投資信託等により、企業の将来性を見きわめるプロ投資家の専門的な資産運用を通じて、プロ向け市場における投資成果を享受することが可能であります。

この場合、一般投資家は、投資信託の運用対象となる個々のプロ向け銘柄について、自分自身で投資判断を行うことは必ずしも必要ではありません。他方、投資信託の運用状況やリスクについて、的確に投資判断を行うための情報は適切に得られ

ることが必要であります。このため、プロ向け市場に投資する投資信託については、一般の投資家が的確にそのリスク判断ができるよう、その投資方針、運用状況に関する情報について現行の厳格な法定開示規制の対象としていただいております。

プロ向け市場については取引所ルール等による自主的な情報提供の枠組みを創設するものであります。これは必ずしも投資判断に用いられる絶対的な情報量が少ないということの意味するものではありません。投資信託の投資運用を行うプロが個別のプロ向け銘柄について投資判断を行う際には、専門的な見地からの十分な情報の分析等が行われているものと考えております。

○佐々木(憲)委員 その説明ではなかなか納得できないです。

つまり、プロはそれなりの情報源があり情報を把握しているとしても、それが必ずしも万全ではありません。先ほど言いましたように、かなり深刻な失敗もあるということですから、それを前提としてプロはプロの市場で売買しているわけですね。それを一般投資家に組み合わせる販売できるということになりますと、プロ向け市場の危険な状況をいざば散らして、一般投資家を巻き込むことになる、そう言わざるを得ないと思ひます。

しかも、このプロ向け市場というのは参加者の要件を限定しておりますが、金融資産三億円以上で、かつ一年以上の取引がある場合、これは一般投資家から特定投資家に移行できる、こうなるわけですね。そうすると、専門的な知識がない場合でも、資産が三億円以上あつて一年以上取引している、こういう要件が兼ね備わっていれば、どうぞプロ向け市場で取引してください、こうなるわけでありまして、これも相当危険な状況だ、トラブルが多発する状況をつくると私は思ひます。

先ほど石井議員も指摘してました法人の問題、これもあり広い範囲を対象としているわけですね。そういうことを考えますと、今回の法改

正というのは、結局、投機的な分野に一般の国民が巻き込まれるおそれがある、そういうふうな思わざるを得ません。大臣、いかがですか。

○渡辺国務大臣 一般投資家が直接参加するマーケットにおいては、情報の非対称性という問題がござります。当然、投資家保護に万全を期す観点から、情報開示義務等の厳格な規制が必要とされているところであり、一方、取引参加者がプロ投資家に限定される場合には、情報の非対称性が減少することから、自己責任に立脚した自由度の高い取引の場を創設することが可能であります。こうした考え方に立つて、今回の改正案においては、直接の参加者をプロ投資家に限定しつつ、法令に基づく公衆縦覧型の情報開示を免除するプロ向け市場を創設するものでございます。

地方公共団体は、先ほどから申し上げておりますように、一般的には投資に対して十分な知識、経験、財産を有するものと考えられることから、特定投資家に位置づけているわけでございますが、そうした選択をせずに一般投資家に移行することは可能であります。また、金融商品取引業者は、地方公共団体に対して、一般投資家への移行が可能であるということを告知しなければならぬわけでございます。自信のない地方公共団体は一般投資家の道を選択するというところになるかと思ひます。

○佐々木憲委員 今の説明を聞いても全く納得できないですね。

要するに、自治体という素人をプロ向け市場に巻き込むものであり、そして一般投資家をプロ向け市場の中でつくれる投機的な商品に巻き込んでいく。結局、私は、これを実行すれば相当金融被害というものが広がると思ひます。トラブルが多発し、大変な事態にならざるを得ないと思ひます。しかも、投資家、消費者を保護する体制も今の段階ではまだ極めて不十分であります。そういう中で規制緩和だけどんどん進めていく、これは私はやるべきではないというふうに思ひます。もう時間が参りましたので、続きは次回にする

ことにしまして、きょうはこれで終了したいと思ひます。

○田中(和)委員長代理 次に、大島章宏君。

○大島委員 民主党の大島章宏でございます。金融商品取引法の改正案について質問をさせていただきます。

最初に、渡辺大臣が先ほど委員の質問に答える形でいろいろと御発言をされておりましたが、ちよつとも一度そこら辺、御認識を伺いたいんですが、犬のしっぽの話はされましたが、しっぽが犬を振り回すというのは正常だと思ひますか。

〔田中(和)委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺国務大臣 これはたしかバーナンキ議長がいつかおっしゃった言葉であらうかと存じます。当然、その例えからわかるように、極めて正常でない状況を指して言っておられたのではなからうかと思ひます。しかし、これが世界の現実であるということもあわせて指摘をされたのではないでしようか。

○大島委員 サブプライムローン問題もそうですが、私たちが想像をする範囲をはるかに超えているような金融商品が世界を飛び回り始めて、それが、おっしゃるようなしっぽが実体経済というのを振り回すという状況も生まれ始めていますけれども、そこら辺は、各国ともその状況、現状というものをしっかりと見据えて、決してしっぽが犬を振り回すような状況を許してはならないと思ひます。現実だという話でありますけれども、それによつてどれほどの人が被害をこうむるか、あるいはさまざまな現象に突入して大変な思いをしているわけですから、しっぽが犬を振り回すような状況が現実起こっているとしたら、やはり人間の英知をもつてそういうものはいさめていかなければならないと思ひます。

それから、もう一つ大臣に御認識を伺いたいと思ひますけれども、経済というのは一体何を目的とするようになるのか、経済の目的というのは何でしょうか。

○渡辺国務大臣 経世済民というのが経済である

うかと思ひます。この出典については不勉強に覚えておりませんが、私の理解では、まさに経済活動を通じて人々が自分の幸せはこれだという選択が可能になり、まさにその選択を通じて幸せを手にする、そういうメカニズムであらうかと考えます。

○大島委員 それも一つのお考えだと思ひますが、もともと、人間社会の中でお金というものが、何もなく、お互いにとつたものはみんな共有しながら生きてきた時代も過去にはありました。お金という、そういう貨幣とか何かがない時代ですね。ずつと来て、しかし、そのうちにお金というものが発明されたというか、いつの間にかできてそれを流通させる。その中で、一人一人が働くことによってそれに価値を加えながら、そこで得たもので、結局、最終的には生きていくということですから、生活をしていく。これが私は経済なんだと思ひます。

市場原理主義経済というものは、それは人間の欲望というのがありますから、より楽をして巨額の富を得ようということになってきておりますけれども、私は、最近の日本の社会の中の価値観、あるいは日本人としての物の見方、考え方も大変変質してしまつたと。勤勉性というものがあったり、あるいは正直、あるいは約束した場合にはそれをきちつと守るといふ、言つてみますと、言うべきことは言う、そしてやるべきことはやる、決められたことは守る、これが日本の社会を維持してきた、あるいは戦後の復興でもそういうものが原点となつて今日に來たわけですが、今では、言うべきことはもう言わない、やるべきこともやらない、約束しても規則があつても、見つからなければ約束はほごにする、そして巨額の益を得る、そういう社会風潮が非常に顕著になつてきているんじゃないかと私は思ひます。

私は、経済の目的というのは、みんなが生活をして生きていくということが一つの経済の目的だと思ひますし、そういう意味では、仕事につきたい人は仕事につける、そして働くことによつて

益を得て、そしてみんなが生きていく、これが原点だと思ひます。それが、先ほどのしっぽが犬を振り回すと同じように、本来の経済の目的はどこにあるのかというのがよくわからなくなつてしまつて、巨額の益を得る、ばれなければ何をやっていいかという、あるいはサブプライムローンもそうですが、実体がないにもかかわらずそれをオブラートで包んで、いかにもいい商品のようにして世界にばらまいて売つてしまつた。そして、買ったところが、あけてみたら腐つたリンゴだったというのがわかつたということですね。

だから、そういうことを私たちは英知をもつて未然に防いでいかなければならないと思ひます。今回、この金融商品取引法の改正について、そういう原点を押さえておかないと、何のための金融商品取引法の改正なのかわからなくなりますからこういうことを申し上げたわけでありますけれども、そういう観点でこの法律案について何点か質問させていただきます。

先ほど佐々木憲昭委員から、プロとは何ですかという定義の話がございました。プロ市場をつくるというのは確かに必要なんでありましよう。世界がそういう流れの中で、そういう市場をつくり、一つの金融という商品の取引というものを活性化しているということですから、本質的にプロの市場をつくるというのは私も賛成であります。一体どういう人がこのプロ市場に参入するのかというところが、先ほどの委員の御指摘にもあつたように、どうもあいまいなところがあるんだと思ひます。私は、プロ市場に参入するには何らかの資格要件というのをはつきりしておかないといけません。したがつて、この件について再度お伺ひしたいんですが、プロ市場に参入するという資格、決して幾らお金があるとか何かじゃなくて、結局は人間がやるわけですから、プロ市場に参入してそこにいろいろ参加するという資格は、アメリカの事例を見てもイギリスの事例を見ても、一つの資格要件というのを、単なるお金とか何かじゃなくて、

参入する資格要件というのを明確にすることが私は市場の混乱を防ぐためにも必要だと思ひますが、最初にこの件について大臣の御認識あるいは金融庁の御認識をお伺いしたいと思います。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

いわゆるプロ、特定投資家の範囲でございますが、これは金融商品取引法におきまして四つ、一つは適格機関投資家、二つ目は国、三つ目は日本銀行、その他、投資者保護基金その他内閣府令で定める法人ということになっているわけでございます。その中に、適格機関投資家、国あるいは日本銀行以外でございますと、そういった特定投資家も一般投資家になれる道を講じているところでございます。一方において、通常一般投資家である方々であっても、その方々の資質あるいは財産の状況等に應じまして、プロになりたいという方につきましては一定の要件のもとにプロになる道も講じているところでございます。

今御指摘のありました個人につきましては、一つは、資産につきましては金融資産も含めまして三億円以上という要件、それから一年以上の経験、こういったことを前提といたしまして、かつ自己の申し出、かつその段階での金融商品取引業者側でのチェック、こういったことを経まして特定投資家という、そういった制度をこしらえているわけでございます。

こういった特定投資家の方々は、一般的には、一般投資家の方々と異なりまして情報の非対称性が少ない。したがって、基本的には自己責任に立脚した、自由であるいは活性化しただけの取引が可能になる、こういった道をこしらえているものでございます。

○大島委員 今、自己責任という話がありました。確かにそうかもしれませんが、今の要件も一つかもしれないが、例えばアメリカにおいては、投資銀行業務とか証券業務の管理監督者の登録要件として試験合格者を規定している、あるいはCEOや銀行取締役等の幹部には、法規制の基礎知識や経験、意欲、行動力を総合的に評価して登用

する仕組みがあるという話です。日本でもそろそろこういう、渡辺大臣がよく言っているグローバルリズムという話であれば、日本においてもプロ市場に参入する企業、あるいはそういうところが管理監督するメンバーには少なくともこういう、野球でいえばプロテストというんですかね、入団テストで、どのくらい球が遠くに飛ばせるのか、バッティングがどうなのか、守備はどうなのか、そこから辺をプロテストを受けて、それに合格した者がこのプロ市場に参入できる。

単なるお金を幾ら持っているとか、一年やっただけで、何もしていないでじつとしていたって一年たつわけですから、私は、プロ市場に参入できる何らかの要件というものを明確にした方が、先ほどの佐々木先生のお話じゃありませんが、プロ市場に参入してさんざんな目に遭って退場するという、その原資を、例えば税金であったりあるいはまた一般の市民の投資というものであれば大変なことになるわけですから、もうちょっと明確な、プロ市場に参入するための資格の試験というか、そういうものを規定すべきだと思ひます。

が、再度この件についてお伺いしたいと思います。○三國谷政府参考人 御指摘ございましたが、アメリカにおきましては、投資銀行業務あるいは証券業務の管理監督者の登録要件として試験合格を規定していますことや、国法銀行の取締役などに

ついて法規制の基礎知識、経験、意欲、行動力などを総合的に評価して登用する仕組みがあると承知しているところでございます。一方、我が国におきましては、現状、銀行や保険、金融商品取引業者の役員につきまして、要件としての試験等を実施しているわけではございませんが、業法におきまして適格性や欠格事由が定められております。また、監督指針におきましても、具体的な着眼点や監督手法を明確にしているところでございます。

また一方、金融庁では、現在、我が国金融資本市場の発展を担う人材の確保、育成が急務であるとの考え方のもとに、昨年十一月に金融専門人材

に関する研究会を設置いたしましたして、先般、基本的なコンセプト案をまとめて公表したところでございます。こういった中で、例えば金融士、飯称でございますが、こういった資格の創設を含みます金融専門人材の確保、育成の案なども提示されているところでございます。なお、こういった事例につきましては、今後、各方面から幅広くコメントをいただきながら、さらに研究を加えまして、論点の取りまとめを行っていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、金融機関の役職員のみならず、我が国金融資本市場に携わる者のレベルアップ、これは市場の競争力強化の観点から不可欠だろうと考えております。金融庁といたしましては、引き続きフィット・アンド・プロバーの規定の適切な運用、あるいは資格制度の創設を含む検討、そういった取り組み、あるいは人材の確保、育成、こういったことに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○大島委員 今の御指摘も踏まえてぜひやっていただきたいんですが、恐らくプロ市場といったら生き馬の目を抜くというような、昔、江戸とか東京と言われましたが、それ以上の激しいハイレスク・ハイリターンの市場ができるわけですから、そこに参入する方についても、今の経験とか何かだけではなく、一定レベル以上の、例えばTOEIC七百点以上ぐらいの会話力も必要でありま

しょう、いろいろな要件を、明確に指標としてハードルをつくって、それを超えた方が参入するといふ一つのものをつくることも私は大事じゃないかと思ひますので、この件についてはさらに検討していただきたいということを要請しておきたいと思ひます。

それから二点目には、今回の法改正が、プロ向け市場の創設、金融サービス体制の強化、公正、透明で信頼性のある市場の構築というものをねら

日本国民は余りにも貯蓄というものに大部分の資産を投入しているという話でありますから、それを国際並みに投資の方に流れを変えて、日本の企業の実力値以下に非常に低い株価を適正なレベルまで上げて、その企業活動を通して経済が活性化され、それが国民のところに行き渡って生活を維持できる、こういう流れにしようという目的だと受けとめているわけであります。

今回、銀行と証券、保険の三業種間の規制を緩和する、こういうことでありますけれども、資金力を持ち情報を持つ銀行が競争上有利な展開とならないのか。また、ファイアウォール規制緩和というものをやると同時に、その一方で課徴金の見直し等も打ち出されているわけですが、優越的な地位の濫用というようなことがあると、公平公正な競争、市場での競争ルールというのが維持できないというところにもなりますから、この件について、金融庁と公正取引委員会の見解を伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 銀行がその融資業務を通じて顧客に優越的な地位を持ち得ることは御指摘のとおりでございます。その濫用は顧客保護の観点からあつてはならないと考え、今回の提案をしたところであります。

現行の銀行法令におきましては、顧客に対し、銀行またはその子会社等の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用供与を行うことを禁止しております。また、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して顧客に不利益を与える行為を禁止しております。今回の改正を契機として、金融商品取引法上の内閣府令においても、証券会社が親銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して証券の勧誘をする等の行為を禁止行為として規定することを検討しております。

金融庁としては、銀行等の優越的地位が濫用され、顧客保護に欠ける事態が生じることのないよう、引き続き法令の厳格な運用に努めてまいります。○松山政府参考人 お答えいたします。

金融機関が有する資金力、情報をもとに、融資を通じて影響力を不当に利用するなどいたしまして、グループ傘下の企業の利益を図って金融商品の販売活動等がなされる、そういった優越的な地位の濫用等といったような行為、これは金融市場における公正かつ自由な競争をゆがめる行為であると考えております。

このため、公正取引委員会といたしましても、従前から、独禁法上の考え方、不公正な取引方法についての考え方、ガイドラインといったものを公表させていただきまじたり、あるいは実態調査を行う、あるいは、個別事件として、例えば三井住友銀行の金利スワップ商品の押しつけ販売について排除勧告を行うといったようなことで取り組んでいくところでございます。

今後とも、金融市場の動向について注視をしていくとともに、独禁禁止法上、違法と見られる行為がございました場合には厳正に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○大島委員　そこら辺もぜひ、公正取引委員会としてもまた金融庁としても、公正な競争ルールというものを維持するようにさらに一層努力をしていただきたいと思います。

公正取引委員会においては退席していただいて結構でございますので、どうぞ。

それから、今回の法改正の一つの目的が、貯蓄から投資への流れを大きくするということがあると思うんですけども、これまでそれぞれ努力はしてきたんだと思うんですが、なかなかそういう流れができない。その要因の一つは、国民のいわゆる株式投資に対する信頼性への不安というものがあつたんじゃないか。そこで、金融庁としては、今回の法改正に至るに当たつてどのような分析をして、そして今回の法改正に至つたのか。

特に、信頼性への不安という意味では、最近株取引について、インサイダー取引、長野委員からも先日御指摘がありましたけれども、野村証券、NHK、日経新聞関係者によるインサイダー取引の事件というものが発覚をして、一般社会にも衝

撃を与えました。これらはひよつとしたら氷山の一角なんじゃないか、そういう情報を得る関係者が、同じような形で、よくわからないようにアンダーグラウンドでいろいろなところへ情報を流しては、親戚筋とかあるいは友達とか、そういうところからそういう取引をして無法な利益を得ているんじゃないかという、信頼性を失わせるような衝撃を与えているわけでありまして。

こころ、金融庁として、今回の問題というものをどう受けとめておられるのか、そして株式投資そのものに対する国民の信頼をどう回復させようとしておられるのか、いわゆるコンプライアンスの徹底ですとか、国際的な金融市場としての評価を維持あるいは発展させる、向上させるためにどういうことを考えておられるのか。監督官庁としての再発防止も含めての御見解を伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣　我が国の個人金融資産一千五百兆の半分が預貯金、低金利の中で塩漬け状態になっております。豊かさを実感するためには、こうした家計の富がリスクテイクを行って、収益の確保を適切に行っていくことが必要であります。貯蓄から投資への流れを促進していくためには、御指摘のように、株式市場等に対する投資者の信頼を確保することが不可欠であります。そのためには、多額の個人金融資産を保有する投資者に多様な運用機会を提供すること、そして、透明で公正な金融資本市場を構築して、国民が安心して投資できる環境を整備することが大事であります。

昨年九月末に、包括的、横断的な利用者保護や市場の公正性、透明性の確保を目的とする金融商品取引法を施行したところであります。今回の法案においては、課徴金制度の見直し等、バージョニアップを図るところでございます。こうした法令の適正な運用を通じて、国民が安心して投資できる環境を確保していくべく、全力を尽くしてまいりたいと考えています。

また、御指摘のインサイダー取引の事件は、ま

さにこうした国民の信頼を裏切るものでございまして。金融当局としては、国際的に信頼される公正な金融市場を実現するために、こうしたインサイダー取引等の不正取引の防止、そのためのコンプライアンスの徹底を図つてまいりたいと考えています。

具体的には、インサイダー取引に対する罰則の強化、課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の機能強化、インサイダー取引の未然防止の観点からの制度整備、例えば上場会社役員等の売買報告義務、上場会社役員等の短期売買差益の提供義務、証券会社における法人関係情報の管理義務等によって、不正取引の未然防止、早期発見、早期対処に努めてきたところであります。それでも不正取引事件が生じるというのは極めて遺憾であります。類似事案の再発防止に努めてまいります。

当局による厳正な監視、監督に加えて、現在、日本証券業協会において、上場会社や証券会社の役員などインサイダー情報入手する可能性のある者に対するデータベースを構築し、委託売買におけるチェック機能の拡充に向けた検討が進められているところであります。

こうした法令等の規制や自主規制機関の取り組みに加えて、最終的には、個々の市場参加者のモラルの維持向上も当然のことながら必要であります。インサイダー情報に該当する重要事実を知ることとなる者は、一般事業会社の役員はもとより、金融機関の役員、公認会計士、報道関係者など公共的な役割を担う者においては特に極めて高い倫理観を持ってコンプライアンスを徹底していただく必要がございます。

そうした観点から、金融庁としては今後とも、法令等の規制や罰則などに対する周知徹底に努めていくとともに、金融機関に対し役員等への十分な研修の実施を求めるなど、引き続き市場参加者のモラルやコンプライアンス体制の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

○大島委員　今の答弁にもありましたけれども、

金融にかかわる情報というのは、取引をしている当事者だけではなく、今のお話にあつたように、報道機関あるいは印刷とかそういうところも全部情報が流れているわけでありまして、それをインサイダーみたいな形で悪用するかどうかというのは心の問題なんですね。残念ながら全体的に日本人のモラルは今落ちておりまして、不心得な日本人が非常に多くなつてきているという意味では、今の御指摘は当然やってもいいとして、さらに一層推し進めなければならぬですね。

これは、企業体あるいは組織全体としてそういうモラルの向上を図らなければならぬと同時に、取り締まる方の気持ちも大事なんです。言つてみますと、取り締まる方はやってもやらなくても別に給料変わりませんから、そういうものを見聞きしたときに、よし、これはやろうというものは、警察組織と同じように、正義感というものが非常に強くないとこれはとめることができないんですね。したがって、私は、金融庁の内部でも、こういう横行している、横行すると言つていいのかどうかわかりませんが、こういうのは断固としてさせない、インサイダーなんかさせない、強い決意を持って、これは取り締まる方もかなり体制を強化しながらやる必要があるんじゃないかと思つてます。

そこで、ちよつとアメリカの資料をいただいたんですけども、アメリカではたしかSECのメンバーが三千人ぐらいおるんですね。証券取引等監視委員会のメンバーは、アメリカが三千五百六十七人、日本はどうかという、平成二十年度末で千四百七十七名。一人一人がすごくやろうとして、これだけネットとか何かで情報が飛び交いますと、ある程度的人数でやらないといけないんじゃないか。今回の法改正がもととアメリカ市場並みの金融市場をつくらうということですから、監視体制というのをそれなりの、メンバーもそれから体制も整えないと、とても公平な市場の維持というのはできないと思うんですけれども、こころ、証券取引等監視委員会の強化というのはどういうふうに考えておられるのか。

それから同時に、先ほど大臣からもお話がありましたけれども、報道機関とかあるいはさまざまな金融の情報を取り扱う機関に対して、モラルといいますか、先ほど言いましたように、決められたことは守る、そういうことはしないんだといったらそれを徹底させるという、その二段階が私は必要だと思ふんですが、こちら辺に対する金融庁としての取り組みについて、体制についてお伺いしたいと思います。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

まず、私どもの監視委員会の市場監視体制でございますけれども、先ほど出しました、いろいろなインサイダー事件、最近多発をいたしております。その件につきましては、私どもは、委員会の中の情報の収集、分析でございます、それから、それを通じて、問題があらうという事案につきまして本格的な調査に移るといふ形で、委員会の各課の連携をより密にいたしまして、私どもの機能の向上というのに努めているところでございます。また同時に、自主規制機関でございますとかさまざまな一般の国民の皆様方から寄せられる情報でございますけれども、年間に大体六千件から七千件ぐらいございまして、そうした情報も収集をいたしまして、その中から集約をして問題の解明というのに努めているところでございます。

それから、組織体制の点でございますけれども、私ども監視委員会は平成の四年度に発足をいたしました、四年度におきましては監視委員会全体で八十四人の定員でございました。それが平成二十年度末に三百五十八人というふうなことで、約四倍に拡充をいたしてきております。その間、監視委員会におきまして、課徴金制度の導入でございますとか金融商品取引法の施行でございますとか、さまざまな、私どもの機能拡充というものと相まって組織の体制の拡充ということになってきたわけでございます。

委員御指摘のアメリカの証券取引委員会と比べますと、歴史も違いますし、まだまだの感がござ

いますけれども、組織の体制、そしてまた機能の拡充を含めますます強化を図っていききたいというふうにご考えているところでございます。

○大島委員 私の先ほどの発言はちよつと間違えていまして、千四百七十七名というのはこれは金融庁も入れた人数ですが、今御指摘のように監視委員会としては三百五十八名、アメリカのSECのちよつと十分の一という体制でございますが、自由市場を広げるといふことは、やはり監視体制もかなりきちつとしないと、さつき言つたように、見つからなければいいなどという形で、やり得とかあるいはルールを逸脱してそういう行為が横行すると、結局市場の信頼性というのを失うことにもなります。

大臣、これはどうなんですかね。国際的に開かれた市場をつくらうということで、今回こういう法改正をしてプロ市場もつくらうというんだけれども、昔、大臣も御存じのプロレスなんかでよく、ズボンのところに凶器を挟んでおいて、レフェリーにわからないようにかちかちやつて随分痛めつけられた、それをテレビで見ている、何でレフェリーは見つけないんだと我々も思つただけけれども、そういうことがこれは起こり得るような感じがするんです。

どんなに国際的に開かれた市場、プロの市場をつくらうといたつて、レフェリーが足らなければ、例えば野球だつてそうだけれども、アンパイアはいる、ファーストにもいる、セカンド、サードにいないとか、そういう体制でプロの野球チームをつくらうとしたつて、何か、お金がないと言ふのかもしれないけれども、もしも国際的な開かれた市場をつくると思つたら、監視もきちつとしていまして、体制もつくらなければこれは不十分な形になって、とても日本の市場に、では参入しようという話にならない可能性もありますね。

したがって、このところは証券取引等監視委員会の内部からはなかなか、要求してもできないかもしれないけれども、やるんだつたらこういふ監視機能も私は強化すべきだと思ふんですが、大

臣としての御認識をお伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 今、証券監視委員会内藤事務局長が答えたのが現状でございます。体制強化に努めてきていふことについてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

また、金融自由化を進めていく中で、一般的に事後チェック型のシステムにこの国のあり方、行政のあり方を変えてきたのは御案内のとおりであります。事前の統制型の行政ですと、逆に行政コストといふものは比較的少なく済んでしまうというところは言えたかと思ひます。つまり、はしの上げおろしまで行政サイドで統制をしていくわけでありまして、事後チェックシステムにおける監視体制のようなものは必要がないということになるわけでありまして。しかし、そういったシステムと我々はさよならをしたわけでありまして。

では、事後チェック型の体制の中で、監視システムの中で、のべつ幕なしどんな人員を増強していくのが妥当なのかという、行政のコストの問題も考えていく必要があるかと思ひます。

そこで、先ほど来御指摘をいたしております金融専門人材、これをやはり育てていく必要があるのではないかと。金融関係のコンプライアンスのセンスを共有した人材が、監督当局のみならず、発行会社や証券会社や取引所や自主規制機関、そういったところに散らばつていけば、まさに行政コストの肥大化を防ぎながら安定した生態系の秩序というものが維持されていくのではないでしようか。

サッカーの試合などでも、レフェリーがいきなりレッドカードを出すわけではないんですね。まずイエローカードを出します。しかし、よく見ていますと、イエローカードを出す前に、ラフプレーを行っている選手に対してはレフェリーはどなたりしているんですね。君、ちよつと荒つぱいよとか、どういふことを言っているかわかりませんが、そういうシグナルを見て、すぐ、これはちよつとまずいな、こう思う自己抑制が働く。そういったことがやはり金融資本市場においても

大切なことではないでしょうか。その意味におきましても、先ほど御指摘の金融専門人材の養成は急務であると考えております。

○大島委員 今、サッカーの事例が出されました。確かにそういうのも見聞しますが、私が子供のころ見たプロレスなんかでは、リングに上がるとき一応全部チェックしますね、凶器を持っていないかどうか。せめてそのくらいはきちつとやらないと、事後対処方式だけでは公正な市場という信頼を得ることがなかなか難しいと思ひますので、財政難かもしれませんが、それだけの国際的に開かれた市場をつくるのであれば、証券取引等監視委員会のメンバー等についても、アメリカの三千五百人まではいかなくても、せめて半分ぐらいの監視の体制をつくることは必要だと思ひますので、大臣におかれましてはさらに御検討をいただきたいということを申し上げておきます。

それから、お手元に、これは松野理事からいただいた資料であります、皆さんにお配りをさせていただきます。これはマザーズの市場のデータの一部であります、百六十社ぐらいのデータの一部分、一枚目の紙だけをコピーしてきたんですが、これを見ますと、初値に比べて現在の株価は、一番のところなんか二・五%、ですから百分の二に下がつちやつたり、二番目のところが初値が一株二千二百万だったのが六%ぐらいになってしまつたり、その次も二千五百万の初値が六%ぐらいに落ちてしまつたり、もちろん、一千五百万で初値売り出したものが現在でも一八%、値上がりしているところもございまして、総じてこれを見ると大変なところで、とてもこれじゃ一般投資家はこの市場になかなか参入できないなと思ひました。

もちろん、今回のプロ市場というものは、ハイリスク・ハイリターンというものでありますから、こういうところに参入することになるのかなと思ふんですが、同時に、こういうものの市場でありますから、当然投資家、あるいは金融業界

と顧客との間でトラブルがいろいろ発生していると思うんですが、一部お伺いしますと、金融関係で四万件ぐらいのそういう訴えがある中で二件しか解決しないとか、そういうお話も伺っています。そういうことでは、私は信頼される市場というのを構築することは難しいと考えるわけでありますけれども、この投資家あるいは顧客とのトラブルに対してどのような対応をしているのか。

特に、処罰等は内部に対して甘いんじゃないかという指摘もございますし、それから、不良金融商品というものを知らずに売り抜けてしまう、売り抜けてしまったらもう自分の責任じゃない、こういう、自己責任という話になるのかもしれないんですが、私は、これは何らかの手当てをしないと、なかなか市場の拡大というのは難しいんじゃないかという思いを持っております。

同時に、トラブルを防ぐためにイギリス等では成熟した機関投資家やオンブズマン等が存在しているということですが、なかなかここら辺が日本の場合には見えておりません。さらに、頭のよい非合法的組織人といいますが、暴力団とかそういうものもいろいろと姿を変えて入ってくる可能性もございまして、金融市場に対してどういう対応を警察の方でも考えておられるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○三國谷政府参考人 御指摘のとおり、金融分野における裁判外紛争解決制度、これにつきまして、さまざまな取り組みが必要と考えているところでございます。

金融庁におきましては、平成十二年に、消費者団体、自主規制機関、業界団体、弁護士会、あるいは学識経験者、それから関係行政機関の自主的な参加によります金融トラブル連絡調整協議会、これが発足いたしました。ここにおいてさまざまな取り組みを行ってきているところでございます。

平成十四年におきましては、裁判外紛争解決手続の整備に資するために、その紛争解決支援手続のモデルを策定しているところでございます。各

自主規制機関、業界団体では、モデルを踏まえまして、苦情・紛争解決支援機関を設置するなど、その解決に取り組んでいるものと承知しているところでございます。

一方、加えまして、先般の金融商品取引法におきまして、金融商品取引業協会の業務の一つとして、投資者からの苦情対応、あっせん業務が定められております。平成十八年改正におきまして、民間の団体が苦情解決、あっせん業務を行うことにつきまして行政が認定を与える認定投資者保護団体制度、これを導入したところでございます。こういった制度の活用によりまして、金融分野における裁判外の苦情紛争解決が促進されることが期待されるところでございますが、私も、この問題につきましては、引き続き一生懸命取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○宮本政府参考人 暴力団でありますとかその関連企業を初めといたしまして反社会的勢力が、その時々々の社会経済情勢の変化に対応して巧みに不正、不当な資金獲得活動を行っている実態がうかがえるところでございます。特に最近では、多額の資金を短期間で獲得することができる証券取引につきまして、証券取引等の知識を悪用した経済不正事案を敢行するグループ、こうしたグループと連携をするなどして、いわゆる業績の悪化した企業を利用した仮装増資でありますとか相場操縦でありますとかといった経済不正事案を敢行している状況がうかがえるところであります。

警察といたしましては、こうした巧妙化する反社会的勢力の資金獲得活動の実態の把握に努めるとともに、この種犯罪の取り締まりを徹底するとともに、犯罪収益の捕捉、剥奪を図ることとしております。

また、犯罪対策関係協議のもとに設置をされた暴力団取り締まり等総合対策ワーキングチーム、こういった場を活用いたしまして、企業社会から反社会的勢力を排除するための施策を推進しております。証券・金融分野につきましても、

金融庁など関係機関と協力して反社会的勢力の排除に取り組んでいるところであります。

○大島委員 とにかく、いろいろな状況の中で、自由化、規制緩和等をしますといろいろな人が入ってきますから、十分な体制をとって、市場の透明性、公平性を確保していただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、格付会社というものがサブプライムローンの問題のときに浮上しました。この格付会社のあり方、先ほどの参考資料にも出しましたけれども、一体この格付会社というのは日本においてはどのようなかなという指摘もございまして、証券取引等監視委員会の検査というものは十分なのかという指摘もございまして、格付会社の日本における現状と日本版のSECの検査体制というのは大丈夫なのかということをお願いして終わりたいと思います。

○三國谷政府参考人 特にサブプライムローン問題等をめぐりまして、格付会社に対してはさまざまな指摘がございまして、

一つには、証券化商品に関する格付ビジネスに利益相反の可能性が内在していたのではないかと。もう一つは、格付モデルの内容やその妥当性等について適切なディスクロージャーがなされていたかどうか。三点目は、格付に必要かつ十分な情報を提供する者が適切に入手、聴取していたか。四つ目は、格付情報の意義、これにつきまして投資家に誤解を与えていなかったか、いわば信用リスクとそれからリクイディティリスクの違い、こういったこととございます。

こういった指摘があるわけでございますが、また一方、主要な格付会社というものは、我が国を含めまして国際的に活動しているわけでございまして、サブプライムローンに関連いたしました証券化商品も多く、これは米国において組成をされまして格付が付与されたものでございますが、こういった国際的な活動ということにかんがみまして、金融庁といたしましても、金融安定化フォーラム、それから証券監督者国際機構、IOSCO

でございますが、ここにおける格付会社をめぐる議論にこれは積極的に参加してきているところでございます。

こういった中で、先月公表されました金融安定化フォーラムの提言におきまして、一点目としたしまして、IOSCOは信用格付機関の基本行動規範を二〇〇八年までに改訂する、二点目は、格付会社は改定後のIOSCO基本行動規範を履行すべく速やかにみずからの行動規範を改訂すべき、三点目は、当局は格付会社による改訂後の基本行動規範の実施状況について個別に、あるいは集団的に監視することなどが提言されているところでございます。

金融庁といたしましては、こういった格付会社が国際的に活動していることにかんがみまして、引き続き国際的な議論に積極的に参画いたしまして、各国当局と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大島委員 これで質問を終わります。

○原田委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 中川正春です。引き続き、質疑を進めていきたいというふうに思います。

渡辺大臣、きょう、この委員会が開かれる前に理事会がありまして、大臣の話が出ておりました。何で冒頭顔を出さないんだ、いわゆる欠席をするんだという話が出ました。法案を審議するその当事者が欠席というのは前代未聞だ、この委員会であつたことがなかった、そういう指摘もありまして、ちょっと紛糾をしたんです。以後そういうことがないように、そして前例としないようにということを確認しながら、一言申し上げたいというふうに思います。

それで、その話をしましたら、後から報告を受けたんですが、閣議に出たらということとですね。道路特定財源に関する基本方針を先ほどその閣議で決めたということだと思っておりますが、その閣議の決定した内容というのが今手元に届いているんですけれども、これはどう見ても、きょう、もう一回政府の方が衆議院の方に出して

こようとしている法案とは矛盾をしますし、素直に考えて、地方に対しての配慮ということがあるのだから、それだけを法案にして出してきたらいいじゃないか、一般財源化というのはもう決まったことではないかと、一般的に考えたならば、当然そのように解釈されることなんでしょう。

それを、かたくなにこれにこだわって、あえてもう一回同じ法案を衆議院に出して行くということに対して、閣議でそれぞれのように主張されたのか。何も言わなかったのか、それとも、それぞれ見識のあるお二人ですから、おかしいでしょうと話が合ったんだらうとやはり私は期待したいんですけれども、どのような主張をされましたか。

○渡辺国務大臣 けさの閣議で、総理大臣から御発言がございました。二十一年度から一般財源化することは、与党とも合意の上、国民にお約束したことであり、いかなる状況にならうともこれを実現する所存であるということ、そして、道路特会の無駄を徹底的に排除するのみならず、政府全体で、行政と密接な関係ある公益法人について集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正するということを、改めて総理から指示をいただいたところでございます。

行革推進法には、税率を維持する前提として、一般財源化をする、環境に配慮する、そういう趣旨のことが書かれておりまして、私は行革大臣も兼ねておりますので、その点から、今回の決定は非常によかったものと考えます。

○中川(正)委員 それは、法案についての矛盾というのは当然閣議の中で議論があつていいんだらう、しなきゃいけないというふうに思うんだけれども、さっきの話を聞いていますと、何も議論はなかったということなんでしょうね。

○渡辺国務大臣 事前にいろいろな議論はあつたものと思いますが、閣議の席上、そういった討論会みたいなことにはなっておりません。

○中川(正)委員 いかに形骸化しているかとよく指摘をされるところですが、渡辺さんならやるん

だらうと期待をしていたんですけれども、そういうことで終わったということで非常に残念でありますし、今回の法案については、世論の背景から見ても、なぜかたくなに道路族にあれだけの配慮をしなきゃいけないんだということだと思えます。そのことを指摘しておきたいと思えますし、そういう意味では、これから政府の中でもっと尋常なというか、活発な議論、これを求めるところであります。

さっき、話の中で、行革大臣も兼ねていられるということが出ましたけれども、そのことについて、この法案の審議に入る前に、足元の問題でもう一つ取り上げておきたいと思うんです。

天下りなんですけれども、金融庁、あるいは財務省もそうかもしれないけれども、関連のところへ向いてどういう浸透度をもって天下りが今現実としてあるか。公益法人も含めて、大臣はどれくらい認識をはつきり持っておられますか。数字をつかんでおられますか。今、役所の人間がそれぞれの関連機関で何割ぐらい天下っているのか、トータルで、ストックで。認識を持っておられますか。

○渡辺国務大臣 手元に数字はございませんので正確にはお答えできませんが、万単位の数で、今までこうした天下りと言われる人事が行われてきておるものと思えます、ストックベースにおきまして。

○中川(正)委員 役所の方にも、その現実はどうなっているのかということ資料を出してもらったんですけれども、実は、役所の担当者も知らないと言ってますよ。つかんでいない。では何をつかんでいんだと言ったら、平成十五年八月十六日から十六年八月十五日まで、この一年間にだれがどこへ天下ったか、これはわかっている、しかし全体は知らないんだと言ってますよ。それでいいんですか。

○渡辺国務大臣 私が先ほど申し上げたストックベースの数というのは、全体の数でございまして、金融庁だけの数ではもとよりございません。

その担当者がどういうお答えをしたのか存じませんけれども、全体像は金融庁としては把握していないということをおっしゃったのではないのでしょうか。

○中川(正)委員 そうじゃないんですよ。知ろうとしていない。そこで責任を逃れているわけです。もう一つは、こうして一年単位の天下りというのは一覧表でどこへ出ているんです。これだと数字はわずかに見えるけれども、全体で、ストックで見てもたまたまの影響が、それが、天下りと言われるものの無駄とそれから偏在性、そして、特に民間の方は、公益法人なんかをモニターしますと、本当はあそここの組織は要らないんだけれども、これは要らないとは言えないという民間の弱みの中で、役所がつけ込んでどんどん負担金も出させてつくっているという現状、これは確かにありますね。これは、例の道路財源の議論のときに一つ一つ公にしてきたことですよ。同じような構造というのが、実はこの金融庁の中にもあるということをお指摘しておきたいと思うんです。

それに対して、大臣が今指揮をとっているのであれば、この足元の自分ができることをまずやったらどうですか。全体の組織づくりに先駆けて、そこを全廃していくということをやらずに始めたらどうですか。まず、そのことについて心構えといいますか、腹の決め方を確認しておきたいと思えます。

○渡辺国務大臣 きょう、増田総務大臣から、早期退職慣行の是正についての発言がございました。国家公務員のいわゆる肩たたきの是正については、平成十四年十二月の閣僚懇談会申し合わせに基づいて、各府省の幹部職員の平均勤続退職年齢を、平成二十年度に、当時と比べて原則三歳以上高くすることを目指して取り組んできたわけでございます。それぞれの各府省において人事の実情等を踏まえて取り組んできたわけでございますが、幹部職員の勤続退職年齢は引き上がってきております。しかし、申し合わせ以降、天下り

正の観点などから、六十歳定年までの勤務や定年後の継続雇用の促進が求められるなど、国民の関心は一層高まってきております。

私も閣僚の一人として、今後、夏の人事異動、私の場合には人事権はございませんけれども、人事異動の検討を本格化させる際に、この申し合わせに基づく取り組みの最終年度であることを踏まえて、ウオッチをしてまいりたいと考えております。

○中川(正)委員 大臣、ちゃんと答えてください。そんな話じゃないんですよ。自分のこの範疇の中で、大臣みずからがまず率先してできることがあるでしょうということをおっしゃっているんです。さっきの答えだと、やらないということですよ。評論家みたいに周りに目くばせをしているというだけの話ですよ。

○渡辺国務大臣 天下りというのは、私の理解では、人事の一環として各府省が、年功序列人事の最終出口として特に非常利法人に送り出す、そういうことを言っているわけでありまして。

したがって、金融大臣というのは、御案内のように人事権がないのであります。つまりこれは、総理大臣の権限を私ではなくて金融庁長官のところで所掌しておるわけでございます。こういう大臣は、恐らく私ともう一方ぐらいいらっしゃるかもしれないんですが、あ、内閣府の担当大臣はみんなそうです。ですから、そういう意味のことを私は先ほど申し上げたわけでございます。ただ、行革大臣のミッションがございまして、この問題については真剣に取り組んできております。

当然、金融大臣としてもそういう観点からウオッチをしてまいりたいということを申し上げたつもりでございます。

○中川(正)委員 言いわけしているような形になりましたけれども、最初の大臣の意気込み、あれを忘れないでほしい。やはり、議論を起さないと、波風を起さないと、それで初めて事は成っていかんのです。何かすべてがおとなしくなっちゃって、これでは、法律自体も成立をしないという形

になつてしまふ。それが見えてきているような気がいたします。

もう一つ、もっと深刻な話がありまして、若い人たちがどんどんやめていくんです。それで、どこへ行くのかというところをずっとこれもまた表に出してもらつたんですけれども、日興コーデリアルとかゴールドマン・サックス、それからドイツ証券等々、こういうリストがいっぱい並んでくるんです。いわゆる外資へ向いて恐らく引き抜かれていたり、あるいは、新しい世界を求めてそこへ行くんですよ。こういう状況が加速をしてくているということで現場は非常に危機感も持っているし、これからの役所の組み立てをするの一番ここは大事なところだろうというふうに思ふんです。それについての対策もこれは同時に考える必要があるというふうに思ひます。

これについてはどのように対応をしておられますか。

○渡辺国務大臣 金融庁は、御案内のように、民間から中途採用で入ってくる人たちがかなりの数に上ります。正確ではございませんが、恐らく二割ぐらいは、そういう民間からの職員になっているかと思ひます。証券監視委員会においては、恐らくそれを上回る割合になっているのではないのでしょうか。三割ぐらいだと思います。つまり、金融庁の金融行政を行うに当たって、民間の人材を採用しないとやっていけないという状況にございます。

こういう職員は任期つき採用が多々ございますので、彼らは、任期が終わつた後、再び民間に戻るわけでありまして。民間の中には、内外無差別でございまして、当然外資も入っているかと思ひます。委員が御指摘の、若い職員がやめて外資に行くというのは、恐らくそういう事例も含まれているのではないのでしょうか。

○中川(正)委員 そういふ事例は含まれていないんです。それこそ、役所を目指してその準備をして、難関を突破して入ってきたという人たちだけが対象なんです。

そこで、職場の恐らく士気といひますか、企画部門のやりがいといふことも含めてどこかで狂いが来ているといふうにこれは理解をして、一度、しっかりとしたチェックを入れる必要があるんだらうというふうに思ひます。そのことをきょうは指摘をしておくだけにとめておきたいと思ひます。

さて、この法案の関連に入つていきたいと思ひますが、まず入り口で、先ほどからサブプライムの問題が何回も指摘をされました。出てきました。思ひ出すですけれども、ちょうど日銀の総裁人事の議論をこの国会でしておつたときに、G8の会合があるので、それに日本としてもやはり国家的に考えれば間に合わす必要があるだろうといふことを、何回も与党の方から提案がありまして、そんな申し入れがありまして、我々もそんなことを考えていきながら、コンセンサスをつくつていったといふことがあつたんですが、あの会合といふのは、サブプライムをどう受け取つて、どのように対応するかといふ、世界の一つのポイントになつていった会合なんだというふうに思ふんです。

大臣、あなた、このG8の蔵相会議の席でどんな発言をされましたかと思ひます。意地の悪い質問をしようと思つたんですけれども、出ていないといふことですよ。金融担当大臣がそうした席に出ないといふことについて、日本政府として、あるいは世界のそうした会議の枠組みの中で、当然出たい、出るという意思表示はしておられるんだらうと思ひますが、そこはなぜ出られなかったのか。どのように認識をされていますか。

○渡辺国務大臣 G7、G8の会合には、各国とも金融担当のトップは出ていないんだらうと思ひます。例えば、イギリスのFSA長官もG7、G8には出ておりませんし、アメリカでいきましたら、SECの委員長は出ておりません。

しかし、そういった金融監督当局のトップは、金融安定化フォーラムには集つていくわけにございます。日本からも、金融庁の幹部がこのフォー

ラムに出ています。同時に、財務省、日銀も参加をしております。今回のG8の中で、金融安定化フォーラムの提案が相当大きなポジションを占めていたかと思ひます。

昨年十一月でございますが、私が金融市場戦略チームとして報告を受けておりますが、このチームの報告書なども、相当、金融安定化フォーラムの報告書の中に反映をされているわけでありまして。

例えば、証券化の一連のプロセスにおける各当事者の情報伝達の確保、トレーサビリティの確保、あるいはリスク管理の問題、バーゼルⅡの実施の重要性等々、戦略チームで指摘をした話が国際的な舞台で結果として採用されたと同じことになつていくといふことから、決して金融担当大臣が何もしていないで指をくわえて眺めているといふことでは全くございませんで、それなりに私も活躍をさせてもらつていっていると思ひます。

また、この前、東京のG7会合においては、私自身、ストロスカンIMF専務理事とのバイの会談も行つておりますし、イギリスの大蔵大臣とも会談を行い、日本の歴史の教訓等々について意見を交換しております。

○中川(正)委員 私が申し上げたのは、私も出ていくと言つたらどうですかと言つたんですよ、G7、G8。

ほかの国の金融担当者も、いわゆる企画立案部分については財務大臣が兼ねていらっしゃるが多いわけでありまして、しかし、監督部分についても、これは、仕組みをつくつていくといふのは、そこ

のところからやはり出てくるわけだから、それを見て、私たちも出ていくよといふネットワークを張つたらどうですかといふことを申し上げた。そこをどうするかを一つ指摘をしておきたいのと、額賀大臣が、帰られてから、公的資金をそこで日本

の経験からいくと入れるべきだといふうなことを主張したといふうに言われていたんですが、それ以外に何を主張されたか、ここを確認しておきたいと思ひます。

○額賀国務大臣 これはもう中川委員も御承知のとおりでございます。私もG7に行かせていただくときは、渡辺金融大臣からいろいろと情報を聞いたり、日本の金融界の状況を教えていただいたり、そういうことをしながら、お互いに連携をとりながらワシントンに行つてくるわけでございます。もちろん、日銀の総裁とも意見交換をしたりますわけでございます。

今話がありましたように、この前のG7においては、これは、アメリカのサブプライム問題から実体経済にどういふ影響が起つていっているのか、減速懸念が起つていっているわけにございまして、その問題意識を共有し、そして、お互いにそれぞれの国が金融の安定化のためにベストな政策を展開していつて、より健全な市場それから経済の順調な回復のために努力しようではないか、やるべきことをやつていくのではないかといいことをお互いに確認し合つたわけでございます。

それは、世界の経済の安定と金融市場の安定に結びつくように最善の努力をしようといふことでございます。

一方で、金融安定化フォーラムで、今渡辺大臣がおつちやつたように、きちつとした情報開示をする、リスクの再評価をする、それからまた、今おつちやつたように、バーゼルⅡを、日本はもう実施をしておりますけれども、ほかのG7諸国で実施していない国々は早速に行うべきであるとか、そういうことをきちつと申し合せて、この六月にG8の財務大臣会議がありますけれども、そのときにきちつとフォーローしましようといふ話をしたりしてきたわけでございます。

○中川(正)委員 もともとサブプライムという住宅ローンの組み立て方というのが、本来、バブルを前提にして、土地の値段が上がつていかなければこの仕組みは成り立たない。三年据え置いた後、変動金利で持つていくわけで、その三年後の変動金利というのは、土地が上がつていくという前提でないといふのは、成り立たない仕組み、あるいはまた、それの枠以外に、担保力以上に消費を喚起す

るような形のいわゆるオーバーローンを認めていくような形。これは、アメリカの監督当局が確実にサポーターとしていた、こういう形のものを認めてきたということにも責任があるということ、こんなことをやはり国際社会の中ではつきりさせていく、その議論の中で基本的にはつきりさせていく、そういう主張もできる日本の金融当局でなければならぬと私は思うんですよ。そんな主張が、なかなか皆さんの帰ってきてからの話では出てこなかったんです。

ただ、あの問題はもう起こったんだから仕方ない、それに対しては日本もそういう経験があるから、公的資金をまず入れるべきだ、これが聞こえてきただけで、そうした根本的な原因に対してそれが責任を持っていくんだ、そこを具体的にどう改善したんだということ、この議論が出てこないんです。今の安定化フォーラムの中でも、やはりそれは基本的に押さえていくべきだというふうに思うんです。

その上で、今回の金商法、日本の法律の中で具体的にそれがどこで反映されているのか。二つあると思います。

さっきの問題と、それからもう一つは、ちょっと話が出ました、証券化をしていく過程の中で、もとの商品へのトレーサビリティとか格付とか、それから商品の説明、いわゆる透明性とか、さまざまにあると思うんです。それがどこまで私たちの国内の法律の中で改善され担保されているかというのは、私は余り見えてこないんですよ。それはどのように今位置づけて意識されているんですか。

○額賀国務大臣 今、中川委員が御指摘なさった、それぞれの国の金融監督それから中央銀行、これがそれぞれお互いに連携をとって、そして今後監督をきちとしていくのではないかとということとは申し合わせをさせていただきました。

また、先週、アジア開発銀行の総会があった際も、日本と韓国と中国では、やはり財務当局、金融当局が、このサブプライム問題を教訓にして、

お互いに連携をとって、監視、あるいはまた、こういうことが再び起こることがないようにお互いに情報交換をしようということをお願いをさせていただいた経緯があります。

○渡辺国務大臣 サブプライムローン問題が惹起したことは、我々に非常に多くの教訓をもたらしてくれたと思います。

委員が御指摘のような、証券化を前提とした融資のモデル、まさに、ローンを組んで、それを即証券化してリスクを分散してしまう、こういったモデルに内在した危うさというものも考えさせられたわけでございます。

先ほども申し上げました私のもとの金融市場戦略チームは、こうした問題点を指摘し、そして報告をいたしました。証券化商品の取引に関して、原債権に関する情報のトレーサビリティを改善すること、これはもうまさに監督指針の改正につながっております。市場動向を的確に把握するための当局における体制の充実強化の推進、そして金融安定化フォーラム等のさまざまな国際的な枠組みへの積極的な参画、こうした取り組みを通じてサブプライムローン問題の対応を行ってきるところでございます。

今般の法案においても、例えば、金融の複雑化、多様化に対応し、金融グループとしての統合的なリスク管理を可能とするため、ファイアウォール規制を緩和するとともに、利益相反管理体制の整備を求めているところでございます。

金融庁としては、これら一連の取り組み等を通じて、市場の透明性、金融機関の経営の健全性を確保することにより、金融システム全体の信頼性をより高めていくことが重要であると考えております。サブプライムローン問題については、さらに警戒水準を高めて対応してまいりたいと考えております。

○中川(正)委員 ぜひ、この法案の採決の前にそのところをしっかりと整理していただいて、これから改正をしていかなければならない、あるいは

仕組みとしてやっていかなければならない問題点と、それから、この法律の中で、原因のしつかりとした究明、そうしたもののベースに立つて、これはこんな形で運用をしていきます、あるいはまた法律の中でこのように書き置きました、そこまでいっていないんだと思うんです、法律はまだこれからなんだろうと思うんですが、それを出していただきたいというふうに思います。

そのことをまず要求をしておきます。いいでしょうか。

○渡辺国務大臣 承知いたしました。

○中川(正)委員 次に、ちょっと時間が迫ってきたのではしりませんが、いわゆる貯蓄から投資へということ、マーケットの競争力を増していくような戦略をとっていくということ、これはもう何年も前から指摘をされ、千五百兆円の個人資産の運用というのがターゲットです。ね、というような話もここ数年何回も何回も聞かされてきたんですが、実際のところは、さっきお話の出したマザーズとかジャスダックとか新しいこの市場も、結局は独立できずに、それぞれに大証だとか東証に吸収をされながら、また、東証自体が国際競争に出おくれいているというような指摘を受けたが、現実はどうも思惑とは違ったところへ向いて押し流されているというのが正直な見方と

いいますか、一般の専門家の見方で、そこに危機感が今あるんだろうというふうに思うんです。そのところの原因というのは、さっきは、日本人がリスクに適応できるのかできないのかという話がありましたけれども、その前に、構造的な部分というのはをちよつと指摘しておきたいというふうに思うんです。

これは、日銀の部門別の金融資産・負債残高で、それぞれ資金の循環統計の中からそれを図表化したものを手元にちよつと配付をさせていただいたんです。

右の方で、資産で、これが資金運用されるわけですが、ここに載っている家計の千五百四十五兆円、それから非金融法人で千八百兆円、一般政府で

五百七兆円、これが元手になるわけですが、これが真ん中の方の金融仲介機関へ向いてさまざまな形で渡っていく。よく言われているように、預金が多いでしょう、九百七十六兆円ですね、こういうことなんですが、実は、この預金も、あるいは保険や年金も、あるいは財政融資資金預託金も、これはこの金融機関の仲立ちによって運用されるのです。それで、運用される先というのが、貸し出して四百八十四兆円あったり、融資で三十兆円、それから、証券で四百八十五兆円というのは、貸し出しと同じぐらい証券も四百八十五兆円ありますよということ、この面積の比率はおかしいんですが、そういうようなことからいくと、証券化をされているのが、ここに証券、証券、証券と三つあるんですが、金融機関の方で四百八十五兆円の証券化、それから、保険・年金基金で三百二十七兆円証券を買っている、それから、その他の金融仲介機関で百三十六兆円証券を買って運用しているわけです。

実は、その中をちよつと調べてもらったんです。その内訳がどうなっているかということなんです。そこで、括弧の中に書いてあるのがそうなんですけれども、例えば、預金の取扱機関で証券で運用しておるのが四百八十五兆円あるんですけれども、その中の三百十兆円というのは、国債とF&Bと地方債なんです。率にして六四％。それから保険・年金基金でも、三百二十七兆円のうち百七十六兆円というのは、これは全体の五四％ですが、これがやはり国債とF&Bと地方債。また、その他の金融機関の中でも、百三十六兆円のうちの四五％、六十一・四兆円が国債、F&B、地方債、こういうことです。

この構造を見ると、いかに国債あるいは地方債がこの運用の中で大きなウェイトを占めているかということなんです。これは、今、金融市場を活性化するというのとは一体どういう意味を持っているのかというのを、もう少し日本の場合ははっきりさせなきゃいけないんだと思うんですよ。三通りあると思うんです。

こうした日本の資産の運用を、もっと効率的に
いわゆるもうかる部分へ向いて、貯金から、預金
から直接投資へ向いて持つていくという、それを
皆さん何年も前から目標にということでは、それ
るわけですが、それも一つあるだろう。しかし、
投資資金を世界から集めてくるということ、これ
もあるだろう。あるいはまた、世界の資金を運用
して、その運用するということの中で手数料とい
うことをその金融業の糧として、そこでもうけ
ていくということもあるだろう。こういう性格が一
つの市場の中にあるんだと思うんですね。

そんな中で、千五百五十五兆円あるから、この
日本の金融資産をしつかり運用しなければいけ
ないということ、それへ目標をつくつていつて今
まで一生懸命説明してきた皆さん方がふと振り
返つてみると、いや、国債が実はこれはどうし
うかという話なんです。この運用を一般の株式
とか民間の債券にかえていくということになる
と、この国債で固定化している部分をどうする
かという戦略をしつかり立てていかないと、そ
のような構造には日本はならないんだというこ
と、ここが一つの構造的な大きなネックなんだ
というふうに思ふんです。

そここの戦略が見えてこないままに、な
し崩し的に、ここが弱いから、あそこが弱いから
と、いつてマーケットを広げていくということが、
将来の日本の財政運営にとつてどういう影響が
出てくるのかということ、この説明をしつかり
してもらつた上で方向性を議論していかなければ
ならないんだというふうに思ふんです。

それについての整理した話がありますか。

○渡辺国務大臣 貯蓄から投資へという考え
方は、間接金融に偏重をしておりますマネーフロ
ーを、直接金融や市場型間接金融を活用するこ
とによって、より効率的に運用していくことで
ございます。預金取扱金融機関に過度に資金が
集中することを回避することによって、経済シ
ステム全体の適切なリスク分散を図ることもあ
ります。必ずしも、国債を他の有価証券によつて代

しようということでもないわけでありまして。

また、貯蓄から投資への流れがさらに加速し
て、金融資本市場において我が国の金融資産が
より多く運用される状況になった場合、国債は
安全資産として引き続きポートフォリオの重要
な一角を占めるということを考えれば、国債の
消化と貯蓄から投資への流れは整合的な側面
もあるものと考えております。

金融庁としては、国債市場を初め、さまざま
な金融商品マーケットの動向を引き続き注視し
ながら、資金の運用者及び調達者の双方にとつ
て、より効率的でかつ利便性の高いマーケット
を構築していくことが重要であると考えており
ます。

○中川(正)委員 見方に異論があるんですけ
れども、逆に、国債が資金を固定化しているた
めに日本の市場が魅力的なものにならないとい
うことを意識して戦略を立てないといけない
と思うんです。さっきのような説明では、本
当の意味で戦略につなげていかないんだとい
うふうに思ふんです。

もうかるところにしか金は集まらな
いんです。それから、こんな形で国債で固定
化されてしまつて、金利も低く抑え込まれて
しまつて、その中で一部がマーケットへ回つ
てきて回転している。だから、海外から入つ
てきたときに、フローの中の六〇％のプレー
ヤーが外国人だといふふうな異常な市場、あ
るいは、浮いている分で三〇％も外国人が
持つていて、これは市場が小さいんだと思
うんです。固定化されているために、だか
ら、この小さな市場といふことを意識しな
がら次の戦略を立てないと、とんでもない
方向に行つてしまふんじゃないかなといふ
ことを指摘しておきたいというふうに思
います。

それから次に、食料、資源、エネルギー
の投機資金といふこと、いわゆる実体経済と
の関係、これも一つ意識をしておく必要があ
るんだというふうに思ふんです。これも時間
の関係で、本日はそこちで答えてもらおう
かと思つたんですが、指摘をしておきたい
と思ふんです。

実は、経産省と農水省にそれぞれ、実体的
にプレーヤーとして投機資金がどれだけ先
物のマーケットにあつて、よく言われる当
業者、実質的にその品物を使つて製品とし
て生産している人たち、その人たちがど
れだけの割合になつていて、のかといふ
のを聞いてもらひました。

農業関係の、いわゆる穀物、トウモロ
コシとか大豆とか、アラビカコーヒーと
かロブスターコーヒーとかこういうたぐ
いのものは、当業者割合、投機じゃない
、自分たちが商品の値段のリス
クヘッジをするために買つてい
るという人たちは、何と一けた台、九
％から、せいぜい行つて二〇％、二
五％台でしかないんです。ほかはす
べて投機資金なんです、これを見てい
ると。

それから、金や銀や白金、バナジ
ウム、ガソリン、灯油、原油、アルミ
ニウム、こちらの方の市場でい
つても、こつちは穀物ほど極端なこ
とはないんですが、当業者がリス
クヘッジをしているものが三〇％か
ら四〇％ですというデータを出
してくれました。

これからいって、今の実体経済に
対していかに投機資金というのが影
響を及ぼしているか。恐らく、こ
ういふ波を増幅させているという
役割を今とつていふんだらうとい
うふうに思ふんです。そのところ
を、所与のものとしてやる、与え
られたものとしてそれに対応して
いくかといふことだけではおさま
らないと思ふんです。いわゆるグ
ローバルな形で資金がこうやつ
て動いてくるとすれば、これに
対して新たな秩序といふのはや
はり必要なんだらうといふふう
に思ふんです。

そここの戦略を日本としてどう
考えていくのか、今そういう体制
をしつかり考えていくこととい
ふことになつていふのかどう
かといふこと、最後に確認を
しておきたいと思ふんです。

○渡辺国務大臣 この問題は、私も
深い関心を持つて研究をしてま
いりました。先ほど申し上げ
ました金融市場戦略チームの
議論の中で、金融資産が九〇
年代から世界的におよそ四倍
近い膨ら

み方になつております。日本
の場合には、それが二倍弱の水
準でございます。こうした膨
れ上がった金融資産を背景に
、食料、資源のマーケットに
お金の流れ込んでいふという
実態がございます。では、い
きなりマーケットを規制する
といふことが正しいやり方であ
るのかどうか。マーケットとい
ふのは、御案内のように、い
ろいろなプレーヤーの厚み
のある市場といふのは非常
に大事なことでございます。

一方において、一方にお金
が投機され、大変な資源、食
料の高騰を生んでいふ。この
現実に対して、サミットでも
、既に食料の高騰問題につ
いて話し合つていふという企
画が福田総理からなされて
いふわけでございまして、ま
さに、国際的な枠組みが必要
なものと考えます。

○中川(正)委員 もっと突つ
込んでいきたいんですが、時
間が来たので、これで終わ
ります。ありがとうございます。

○原田委員長 この際、連
合審査会開会申入れに
関する件についてお諮りいた
します。

内閣委員会に付託されて
おります内閣提出、株式
会社地域力再生機構法案
について、内閣委員会
に対し連合審査会開会
の申し入れを行いたい
と存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと
認めます。よつて、
そのように決しました。

なお、連合審査会の開
会日時等につきましては、
内閣委員長と協議の上、
公報をもつてお知らせ
いたします。

次回は、公報をもつて
お知らせすることとし、
本日は、これにて散会
いたします。

午後零時十七分散会

平成二十年五月二十日印刷

平成二十年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P